

2025 年度～
2029 年度

第2期
知多地域成年後見制度
利用促進計画

半田市・常滑市・東海市・

知多市・阿久比町・東浦町・

南知多町・美浜町・武豊町

2025年3月

はじめに

「第2期知多地域成年後見制度利用促進計画」が策定されました。計画策定委員会の事務局を務めた知多地域権利擁護支援センターをはじめ、4市5町の行政担当者と多くの関係専門機関からの参加を得て策定が実現したことに、委員長の立場として、まずお礼を申し上げます。

第1期計画を踏襲するとともに、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に打ち出された方向性、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援などを取り入れ、さらには現在審議されている「身寄りのない人を支えるための新たな事業」を先取りする形で、本計画項目が組み立てられた点を強調したいと思います。

それらを反映した第2期計画の体系は、新規の計画項目を2つ加え、3つの計画項目を補強する形で成り立っています。新規については、先にも触れた「身寄りのない人を支えるための新たな事業」の先取りとして、計画項目8「サブリース事業を活用した居住支援の仕組みづくり」を取り入れました。この項目は第1期計画項目から取り組んでいる身寄りのない人を支える支援である計画項目6「くらしあんしんサポート事業による支え合いの仕組みづくり」を補強するものです。

もう1つは、これまで課題としていた「地域連携ネットワーク」の推進において、計画項目5において、「一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携による参加支援」を位置づけました。注目してほしいのは、相談支援上の連携にとどまらず、参加支援のレベルでの連携とした点です。この点は、参加自治体で取組みが進む重層的支援体制整備事業と権利擁護支援との連携を視野に入れた判断がありました。

補強点において注目できるのは、計画項目3の「成年後見制度利用における意思決定支援と苦情への対応」と計画項目7の「社会福祉協議会との連携による新たな金銭管理支援の検討」です。とくに後者については、日常生活自立支援事業をより補強するための新規の取組みを検討するもので、その実現に大きな期待がかかっています。すでに法人後見において、社会福祉協議会と知多地域権利擁護支援センターとの連携が進んでいる点を踏まえると、権利擁護支援における官民協働にとどまらず民民協働の前進として注目できるものです。

この計画策定をきっかけに、知多地域において、官民・民民協働さらには地域福祉に根差した独自の権利擁護支援がこれまで以上に広がっていくことを確信しています。

第2期知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会
委員長 平野 隆之

目次

第1章 計画の趣旨と策定方法	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画策定の体制と進行管理	2
3 計画の期間と進行管理	3
4 計画書の構成.....	4
第2章 計画の目標と体系	5
1 重点目標.....	5
2 計画の体系と特徴	6
第3章 計画項目と具体的取組	11
計画項目1 中核機関の安定的運営と相談機能の強化.....	12
計画項目2 後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及・支援	14
計画項目3 成年後見制度利用における意思決定支援と苦情への対応	16
計画項目4 虐待対応における専門的な支援体制の充実	20
計画項目5 一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携による参加支援	22
計画項目6 暮らしあんしんサポート事業による支え合いの仕組みづくり	24
計画項目7 社会福祉協議会との連携による新たな金銭管理支援の検討	26
計画項目8 サブリース事業を活用した居住支援の仕組みづくり	30
計画項目9 障害者差別解消法における紛争解決の体制整備	32
計画項目10 地域における幅広い権利擁護の普及・啓発.....	36
計画項目11 権利擁護に係る各種研修の効果的な実施	38
計画項目12 地域福祉人材活用システムの広域的整備と運用.....	40
計画項目と具体的取組一覧.....	44
知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会 開催実績・委員名簿.....	48

第1章 計画の趣旨と策定方法

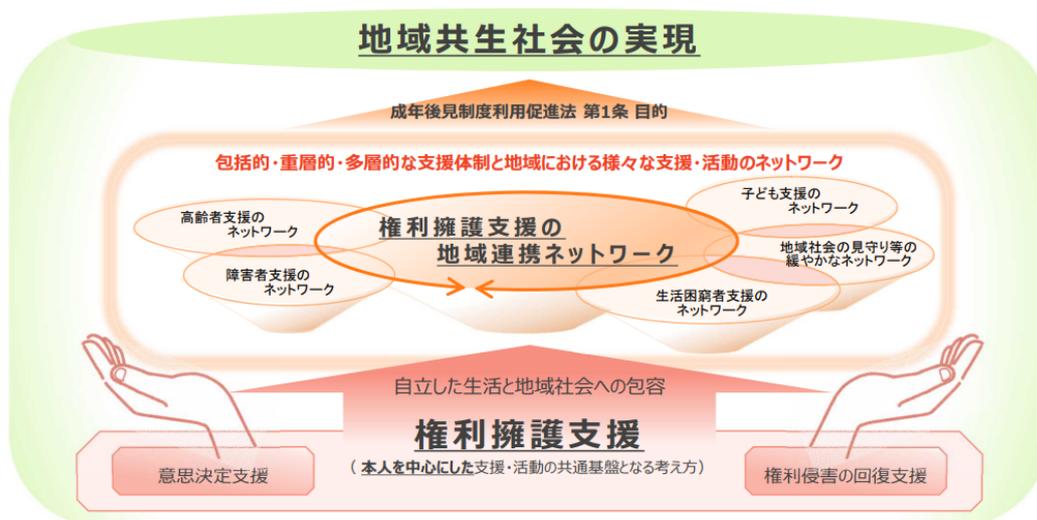
1 計画の趣旨と背景

1.1 計画の趣旨

多様な社会構造の変化の中で、様々な生活課題を抱えながら、私たちは暮らしています。そして、判断能力が不十分となった時、本人と共に考え、本人に寄り添い、本人に伴走支援する人が、地域社会の中に必要です。

第2期知多地域成年後見制度利用促進計画（以下、「本計画」）は、全ての人が、本人の意思や尊厳を尊重しつつ、生きがいを持ち、住み慣れた地域で支え合いながら、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指すための計画です。

本計画の名称は「成年後見制度利用促進計画」となっていますが、内容は権利擁護支援計画としての性格を有します。国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の第二期基本計画」という。）においても、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」が基本的な考え方として示されており、本人を中心とした支援・活動における共通の基盤として「権利擁護支援」が位置づいています。成年後見制度の利用促進とともに、地域共生社会の実現を図る支援施策との連携を強化し、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実を目指します。



1.2 計画の背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第1条では、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること」とされています。

また、促進法第14条第1項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と示されています。

知多地域では、半田市・常滑市・東海市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町の4市5町において、第1期の知多地域成年後見制度利用促進計画（以下「第1期計画」という。）に基づき広域の中核機関を知多地域権利擁護支援センター（以下「権利擁護支援センター」という。）に業務委託し、権利擁護支援の充実に努めてきました。権利擁護支援センターは促進法の施行以前の2008年度から知多地域成年後見センターとして開設しており、成年後見制度の利用促進のみならず幅広く相談や人材育成、周知・啓発等に取り組んでいます。

一方で、高齢化の進展、単身世帯高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれることから、国においても成年後見制度の見直しが行われています。また、地域共生社会の実現にむけて重層的支援体制整備事業等、新たな制度も創設されました。こうした情勢を踏まえ、今後、様々な関係団体と連携した幅広い権利擁護支援が求められています。本計画ではこれまでの実績や取組を基盤に、新たな制度や課題に対応した更なる権利擁護支援の充実に努めます。

2 計画策定の体制と進行管理

2.1 4市5町による広域計画としての策定

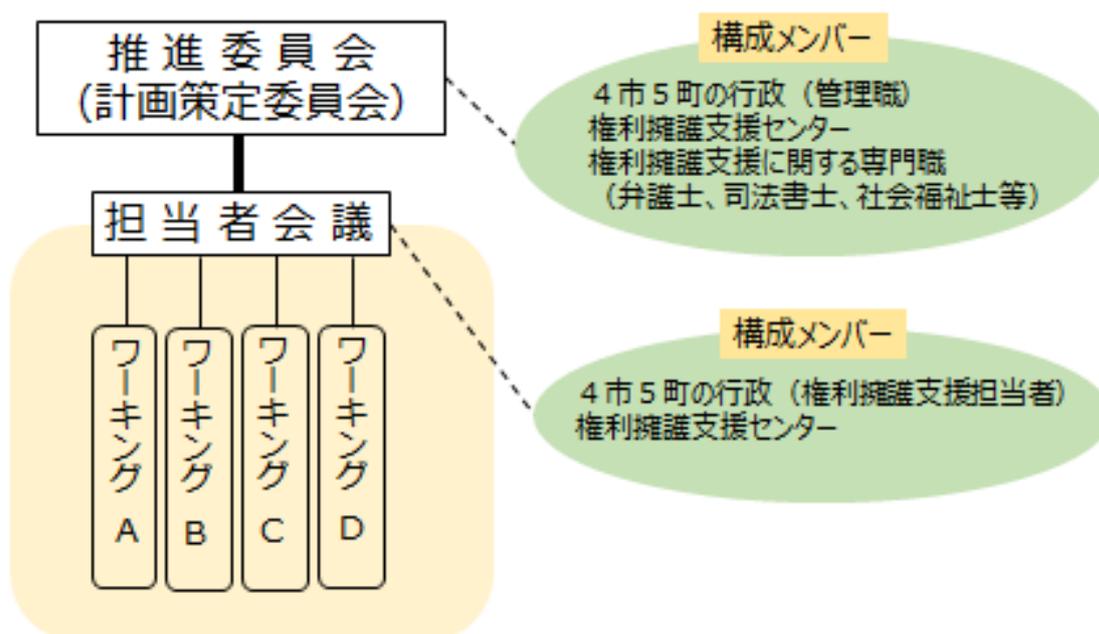
第1期計画では4市5町においては、権利擁護支援センターの実績をもとに、本計画を策定する必要から、権利擁護支援センターと幹事市が事務局となり、「知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会」（以下「計画策定委員会」という。）を設置し、計画を策定しました。その後、計画策定委員会を計画の進行管理を担う「成年後見制度利用促進計画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）に移行させ、定期的な情報交換・共有を行ってきました。本計画は、推進委員会メンバーが「第2期知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会」を兼ねる形とし、これまでの推進委員会での議論を反映して策定しました。

本計画は、知多地域4市5町における、権利擁護支援の充実を図るための方向性を示したものです。計画の実施に当たっては、各市町において総合計画や地域福祉計画の理念や内容との整合性を図り、計画の進行管理の過程の中で、4市5町での調整を図りながら進めていきます。

2.2 推進委員会とワーキンググループによる検討

推進委員会（計画策定委員会）は、4市5町職員（管理職）と権利擁護支援センター、権利擁護支援に係る専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）、関係機関により構成されています。推進委員会において、計画についての全体の方向性や今後の具体的施策についての合意形成を行いました。

また、現状の評価を踏まえ、権利擁護支援の現場からの声を反映させたボトムアップ型の計画にするために、推進委員会の下に4市5町の権利擁護支援（成年後見制度）担当者をメンバーとした「担当者会議」を設置し、計画の内容や進行管理等の話し合いは、重点目標ごとに設けた4つのワーキンググループで行いました。



3 計画の期間と進行管理

3.1 計画の期間

本計画の計画期間は、2025年度から2029年度までの5年間とします。国の第二期基本計画の期間は、2022年度から2026年度までの概ね5年間とされています。国の第二期基本計画見直しを受けて、2027年度に中間見直しを行います。



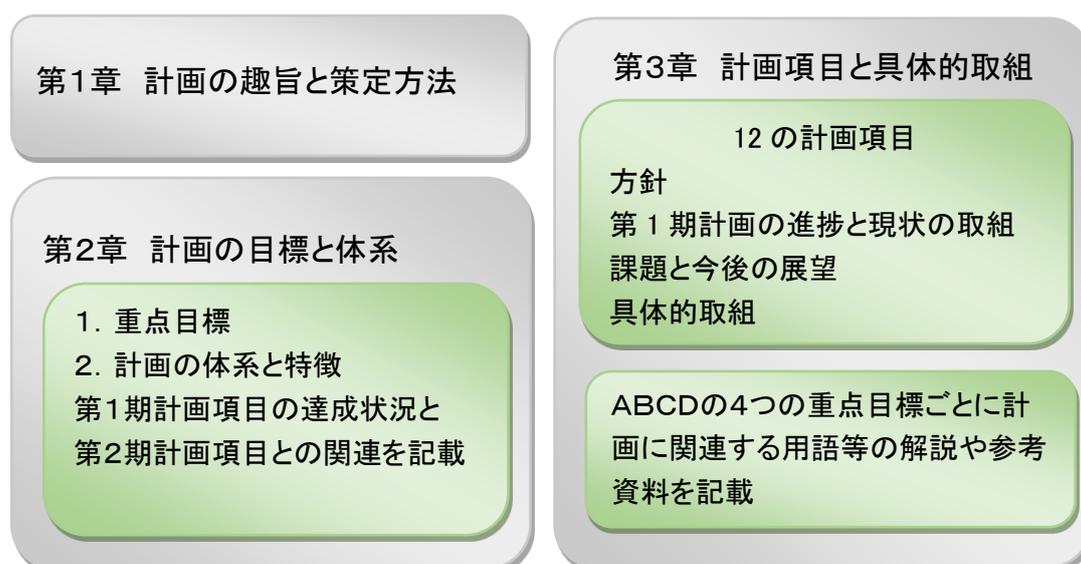
3.2 計画の進行管理

推進委員会および4つのワーキンググループを継続的に開催し、進行管理を行います。計画項目の優先度や実施方法等の協議を継続することで、計画の実現性を高め、4市5町における合意形成を図り、権利擁護支援の充実に向けて相互に支え合う場とします。

なお、国において成年後見制度の見直しが行われていることから、新たな制度の内容に応じて計画の見直しが必要となる場合は、ワーキンググループや推進委員会での検討を行い、項目の修正等を行うものとします。

4 計画書の構成

計画書全体の構成は、以下のようになっています。第3章で、「12の計画項目」ごとに、「第1期計画の進捗と現状の取組」として、第1期計画での取組内容や成果を整理し、そこから見えてきた「課題と今後の展望」と「具体的取組」を記載しています。



第2章 計画の目標と体系

1 重点目標

以下の4点を計画の重点目標として定め、施策を推進します。

重点目標A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の機能の拡充

新たに設置された中核機関の存在を周知啓発し、①広報機能（広報・啓発）、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を充実させると共に、法人後見等の後見の担い手の育成や苦情対応、意思決定支援を含む支援の質の確保を目指します。

重点目標B 地域連携ネットワークによる総合的な権利擁護支援の充実

成年後見制度の利用促進に留まることなく、判断する力が衰えても誰もが地域で安心して生活するためには総合的な権利擁護支援に多様な主体が連携して取り組むことが必要です。弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関・団体と権利擁護支援センターとの広域的な地域連携ネットワークを基盤として、虐待対応、参加支援や支え合いの仕組みづくり、金銭管理支援等、総合的な権利擁護支援の充実を図ります。

重点目標C 幅広い権利擁護支援施策の展開

地域でその人らしく暮らせる地域共生社会を目指し、重点目標Bの総合的な権利擁護支援に加えて居住支援や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の紛争解決等、幅広い権利擁護支援施策を展開します。

重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材活用

幅広い権利擁護支援の普及・啓発や人材育成のために権利擁護支援センターで実施している多種多様な研修を継続・充実させるとともに、地域での権利擁護支援や、地域福祉の担い手となる人材が活躍できる人材バンクシステムを構築します。

2 計画の体系と特徴

2.1 計画の体系

4つの重点目標ごとに計画項目を定め、目標を実現するための具体的な取組を掲げています。全体として12の計画項目により構成されています。12の計画項目全体で、38の具体的な取組を掲げています。



2.2 第1期計画項目の達成状況と第2期計画項目との関連

※達成した項目は第2期計画での記載はないが、引き続き取組を行うものである。

第1期 計画項目	第1期計画の具体的取組		達成・継続と 第2期計画での修正点
重点目標 A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の整備			
項目1 国の第二期 基本計画に 基づく中核 機関の整備	1	権利擁護支援センターが既に取り組んでいる相談・啓発・利用促進等の諸機能を活かした、中核機関の整備を行います。	達成 相談機能の強化のため 旧項目8から包括等との連携を移動
	2	広域での安定的な中核機関の運営体制を整備するため、中核機関の運営ガイドラインを作成します。	達成 新たに任意後見・未成年後見の周知と在日外国人支援を追加
	3	中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成します。	継続
項目2 後見人支援 の体制整備 と他の法人 後見の普及	1	中核機関として後見人支援機能の強化を図り、親族後見人や専門職後見人等、後見人の担い手の確保や親族後見人のサポート等、後見人支援の充実を目指します。	継続
	2	法人後見については、これまでの権利擁護支援センターが主な担い手となっていた仕組みを改め、他法人の法人後見による受任を普及させます。	継続 社会福祉法人によるクロス受任の検討を追加
	3	社会福祉協議会と調整の上、社会福祉協議会による法人後見の試行事業に取り組み、普及を図ります。	継続
項目3 成年後見制 度利用の利 便性向上と 質の確保	1	低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、4市5町において利用援助を行います。	達成
	2	適正な後見人の選任や、利益相反の防止のために、第三者を構成員として含む後見人候補者推薦会議等を開催します。中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成します。	達成 ガイドラインを活用した受任調整会議の開催を追加
	3	利用者がメリットを実感できる制度となるよう、意思決定支援の普及を図ります。そのために、後見人支援の質の確保と向上を目指します。	継続 意思決定支援と苦情対応の仕組みを強化 旧項目7-1を含める

重点目標B 幅広い権利擁護支援における事業の展開			
項目4 虐待対応における専門的な支援体制の整備	1	成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組みを、専門職の協力を得て構築します。	継続 →地域連携ネットワークでの連携を重視
	2	中核機関は、4市5町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携の下、スーパーバイザーの派遣や、ケースの助言、研修会等を定期的で開催します。	継続 →地域連携ネットワークでの連携を重視
項目5 障害者差別解消法における紛争解決の仕組みづくり	1	障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。	継続 →新項目9へ
	2	障害者差別解消法に関して先行する他市町の取組や専門の紛争解決機関設置の事例等を検証し、知多地域における仕組みづくりを進めます。	継続 →新項目9へ
	3	障害者差別解消法における紛争解決の窓口（機関）の設置を検討します。	継続 →新項目9へ
項目6 ライフエンディング事業の整備	1	権利擁護支援として、身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「ライフエンディング事業」の広域実施を目指し、体制を整備します。	継続 名称を変更、地域連携ネットワークと地域での支え合いを重視
	2	これまでの権利擁護支援センターによる関連ケースでの支援実績の経験、先進的取組や学術研究の成果を反映させながら、広域での本格実施を目指します。	継続 名称を変更、地域連携ネットワークと地域での支え合いを重視

重点目標C 権利擁護を支える地域連携ネットワークの整備			
項目7 権利擁護支援の質の向上と地域連携ネットワークの整備	1	中核機関が、権利擁護支援チームの一員として各市町の地域ケア会議や障害者自立支援協議会に参加し、本人を中心とした意思決定支援を行います。	継続 →新項目3へ
	2	広域での地域連携ネットワークの事務局として中核機関が、地域の中での権利擁護のセーフティネットとしての役割を担います。	達成 →新項目5へ 広域での地域連携ネットワークを活かした参加支援を新たに追加
	3	広域の権利擁護支援のネットワーク会議を定例的に開催します。	継続 →新項目5へ
	4	家庭裁判所や医療関係者等と定期的な情報交換を行います。	継続 →新項目3と 新項目10・11へ

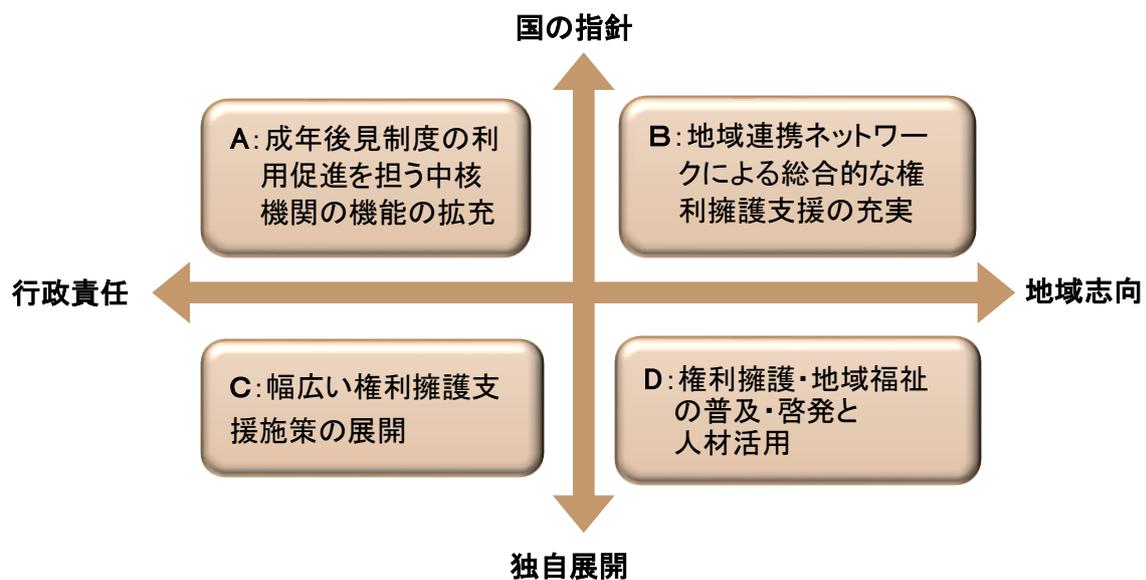
項目 8 地域包括支援センター等の一次相談機関と中核機関との連携強化	1	適切なニーズアセスメントや支援機関へのつながりができるよう、一次相談機関を対象として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用についての研修を実施します。	継続 →新項目 1 へ 一部は 新項目 5 の参加支援へ
	2	中核機関へのつながりを行うか、一次相談機関で対応するかといった判断が、4市5町において統一的に実施できるよう、一次相談機関と中核機関との連携のための基準を作成します。	継続 →新項目 1 へ 一部は 新項目 5 の参加支援へ
項目 9 社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進	1	保佐・補助といった早期からの成年後見制度利用者が、日常生活自立支援事業の利用で支援可能か検討を行い、適切な支援の体制を構築します。	継続 → 新項目 7 へ 新たな金銭管理についても検討するよう修正・強化
	2	社会福祉協議会と協議・調整の上、人材の育成・活用や、判断能力の低下による成年後見制度への移行等、一体的な運営を図ります。	継続 → 新項目 7 へ 新たな金銭管理についても検討するよう修正・強化

重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材育成			
項目 10 権利擁護の理解を深める人材育成	1	権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。	継続 → 新項目 11 へ 医療関係者や教育関係者等を対象とした啓発や研修も追加
	2	地域住民だけではなく、4市5町や事業所も対象とした研修会を実施します。	継続 → 新項目 11 へ オンラインやアーカイブ等の体制を追加
項目 11 地域における権利擁護の普及・啓発	1	成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。	継続 → 新項目 10 へ 医療関係者や子ども支援関係者、金融機関等、幅広い権利擁護の情報発信を追加
	2	成年後見フォーラムを、年に1回、4市5町を巡回する形で開催します。	継続 → 新項目 10 へ
項目 12 地域福祉人材活用システムの広域的整備	1	社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）の整備を進めます。	継続 →整備と運用へ
	2	社会福祉協議会ボランティアセンター等と連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備に取り組みます。	継続 →整備と運用へ

2.3 計画の特徴

本計画は、下図のとおり、4つの方向性を持って策定されました。AとBは、国の指針を受けて中核機関の整備と、地域連携ネットワークについて定めています。その中でも、Aは行政責任、Bは地域志向を持つものとなっています。

それに対して、知多の地域特性と権利擁護支援センター機能を活かし、CとDにおいて、国の第二期基本計画の範囲を越えて幅広い権利擁護支援の事業展開を志向しています。10年に及ぶ権利擁護支援センターの実績から展望できる新たな方向付けや、地域志向を重視した計画の柱だてが市町間で合意形成されています。



第3章 計画項目と具体的取組

以下では、12の計画項目ごとに、計画の方針、第1期計画の進捗と現状の取組、課題と今後の展望、具体的取組を記載しています。

計画項目		頁
重点目標A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の機能の拡充		
計画項目1	中核機関の安定的運営と相談機能の強化	12
計画項目2	後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及・支援	14
計画項目3	成年後見制度利用における意思決定支援と苦情への対応	16
重点目標B 地域連携ネットワークによる総合的な権利擁護支援の充実		
計画項目4	虐待対応における専門的な支援体制の充実	20
計画項目5	一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携による参加支援	22
計画項目6	くらしあんしんサポート事業による支え合いの仕組みづくり	24
計画項目7	社会福祉協議会との連携による新たな金銭管理支援の検討	26
重点目標C 幅広い権利擁護支援施策の展開		
計画項目8	サブリース事業を活用した居住支援の仕組みづくり	30
計画項目9	障害者差別解消法における紛争解決の体制整備	32
重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材活用		
計画項目10	地域における幅広い権利擁護の普及・啓発	36
計画項目11	権利擁護に係る各種研修の効果的な実施	38
計画項目12	地域福祉人材活用システムの広域的整備と運用	40

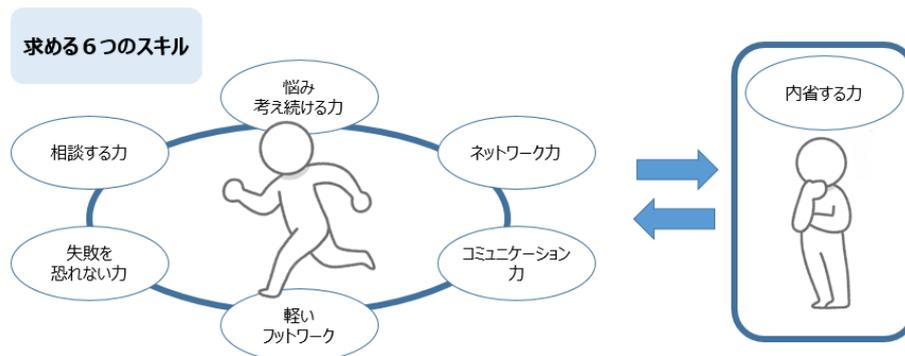
計画項目 1 中核機関の安定的運営と相談機能の強化

方針

権利擁護支援センターの既存の体制を活かし、①広報機能（広報・啓発）、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの役割を持つ中核機関の整備を行いました。引き続き、中核機関の安定的な運営を行うとともに、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援が必要な人に届くよう一次相談機関と連携した相談機能の充実と職員の支援の質の向上を目指します。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 「知多地域成年後見センター」のこれまでの実績や機能を活かした中核機関の整備を行いました。中核機関としてより広く権利擁護支援を行う機能を明確にするため、センターの名称を「知多地域権利擁護支援センター」に変更しました。権利擁護支援センターは中核機関であると同時に法人後見の機能を持つことから、中核機関の役割・機能を明確にし、安定的な運営のための中核機関運営ガイドラインを作成しホームページに掲載しました。
- 一次相談機関である地域包括支援センターや基幹相談支援センター等における権利擁護ニーズをキャッチする力や権利擁護支援センターにつなぐか否かの判断は、市町や相談機関によって異なるため、連携基準として「成年後見制度活用検討フローチャート」（19頁参照）を作成しました。一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携強化として、4市5町の地域包括支援センター職員を対象とした地域連携ネットワーク会議を年2回開催しています。各市町の権利擁護支援の現状や課題を共有し、事例検討を行っています。
- 中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員育成の第1歩として権利擁護支援に適した職員像を整理しました。（下図）



- 権利擁護支援センターでは、どのような相談も断らない相談体制を心掛け、年間に実人数約800人、延べ約2,800件の相談を受けています。成年後見制度を必要とする人は誰でも利用できる体制を整え、支援を行っています。2023年度末で614人を受任しています。首長申立ても受任し、近年では年間40人を超えています。

年度	相談件数	相談実人数	後見受任	首長申立て
2019	2,505件	512人	530人	26人
2020	3,039件	532人	581人	35人
2021	2,475件	544人	555人	29人
2022	3,645件	903人	557人	37人
2023	2,802件	828人	614人	44人

課題と今後の展望

- 増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、中核機関として幅広い相談に応じるため、どのような相談等にも対応できる人材を育成し、専門的な相談体制の充実が必要です。
- 権利擁護や成年後見制度に関する相談は、4市5町の地域包括支援センターや基幹相談支援センター等が一次相談機関として受け止め相談の内容から権利擁護支援の必要性（ニーズ）をアセスメントして、適切に専門的な二次相談機能を持つ中核機関等につなぐ必要があります。住民に身近な一次相談機関が幅広い権利擁護相談に適切に対応できるよう相談力を向上させるとともに中核機関との連携を強化することが必要です。
- 外国籍の方からの相談もありますが、言語の壁があり制度の理解も難しい状況です。外国人支援を行う団体との連携を図り、外国籍の方にも成年後見制度等を理解してもらえる体制を整備する必要があります。
- 未成年後見制度は、親権者の死亡以外にも、虐待や親権者の入院等による長期の不在等でも利用できますが、児童相談所や児童養護施設などの職員に十分に制度の情報が伝わっていない現状があります（2021年全国司法書士連合会アンケート）。権利擁護支援センターにおいても将来的に成年後見が必要な方で養育環境が家庭で十分ではない方の利用に限定されています。児童福祉にかかわる支援者に幅広く制度の周知が必要です。

具体的取組

- 1-1 権利擁護支援センターが中核機関運営ガイドラインに基づき、相談・啓発・利用促進・後見人支援の役割を継続して担います。
- 1-2 一次相談機関と連携し、成年後見制度の他、任意後見制度や未成年後見制度についても周知します。
- 1-3 在日外国人にも権利擁護に関する情報や支援が行き届くよう、外国人支援団体と連携し啓発や相談を強化します。
- 1-4 中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成するための研修の仕組みを構築します。「権利擁護支援に適した職員像」に則った育成を図るため評価基準を策定します。

計画項目2 後見人支援の体制整備と 他の法人後見の普及・支援

方針

中核機関の4機能のうち、後見人支援機能については、第1期計画において新たに体制を整備し、親族後見人研修等を開催してきました。第2期計画においても引き続き親族後見人、専門職後見人への支援の充実を図ります。
また後見人支援として、多様な法人後見の普及と支援を行い、社会福祉協議会による法人後見実施の支援をしてきました。引き続き、他法人による法人後見の体制を整え、多様な後見の担い手を確保していくことを目指します。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 後見人支援として、親族後見人や専門職後見人から個別で定期報告書の書き方や支援方法で困った場合の相談を受けています。親族後見人研修を年2回開催しています。専門職による受任継続が困難になった場合の相談・交代にも対応しており、成年後見制度のセーフティネットとしても機能しています。
後見人支援：'20年度227件、'21年度129件、'22年度133件、'23年度79件
後見人支援実人数の内訳：親族49件、弁護士・司法書士・社会福祉士6件、
法人後見23件、その他3件
- 第1期計画に基づき、中核機関としての役割を果たす上で、公正な受任調整や後見人支援を行うことと、広く専門職後見人や法人後見を行う団体を選択できる状態とすることで利用者にとってメリットを実感できる制度とするため、社会福祉協議会による法人後見の実施体制を支援してきました。
- 2021年度に半田市社会福祉協議会、2022年度に知多市社会福祉協議会で法人後見を開始しました。これを受けて、法人後見を実施する市町の社会福祉協議会と権利擁護支援センターが法人後見サポート会議を開催し、法人後見についての情報交換を行っています。
法人後見サポート会議の開催回数：'21年度6回、'22年度9回、'23年度12回
- なお、第1期計画において低所得者も含めて、誰もが成年後見制度を利用できるよう、4市5町において利用援助を行うことに伴い、権利擁護支援センター以外の他法人への利用援助の仕組みについても検討しました。その過程で、権利擁護支援センターが受任するケースとして①低所得者事案、②虐待事案、③首長申立事案、④その他処理困難事案の4点を基準とすることを共有しました。後見報酬が低額となる低所得者事案は権利擁護支援センターが受任するため、それ以外の受任ケースはある程度の後見報酬が見込まれることから、原則として他法人への利用援助の公費負担は行わないこととなりました。

課題と今後の展望

- 引き続き、権利擁護支援センターの経験の蓄積を活かし、専門職後見人や法人後見団体の育成と公正な仕組みづくりが必要です。運営適正化委員会を通じた県内の弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携の仕組みを活かし、相談の体制をより強化していきます。
- 親族後見人に相談機関としての中核機関の周知をはかる必要があります。また、親族後見人が孤立することがないように、チームで本人を支援する地域連携ネットワークの構築も必要となります。
- 後見人の選択肢を増やすことは、利用者にとってのメリットにつながります。身近な地域での後見支援を可能とするためにも社会福祉協議会による法人後見を推進することが必要です。
- さらに、社会福祉協議会以外の社会福祉法人が、地域貢献事業として法人後見に取り組むことで、後見人の選択肢を広げていくことが可能となります。先行する地域では社会福祉法人同士が連携し、他法人の利用者の後見受任を行うクロス受任等も取り組まれています。社会福祉法人との連携方法や利用者の利益を守るための仕組みづくりを検討する必要があります。

具体的取組

- 2-1 引き続き中核機関として、親族後見人や専門職後見人からの相談や実務のサポート、研修会の実施、チーム支援のための地域連携ネットワークの構築等、後見人支援機能の充実を図ります。また、親族後見人への中核機関の役割の周知を図ります。
- 2-2 社会福祉協議会による法人後見をさらにすすめ、後見業務がスムーズに行えるよう支援を行います。
- 2-3 社会福祉協議会以外の社会福祉法人とも連携し、他法人の利用者の受任を行うクロス受任等の方法による法人後見の実施体制を検討します。

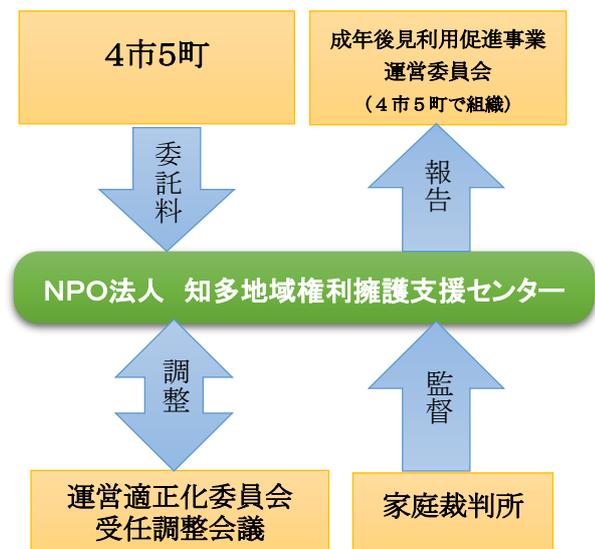
計画項目3 成年後見制度利用における意思決定支援と苦情への対応

方針

誰もが安心して利用でき、利用者がメリットを実感できる制度にするため、適切な後見人を選任する体制と合わせて、後見人による意思決定支援の普及と後見制度利用にともなう苦情等への対応の仕組みを整備します。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 中核機関による法人後見受任ガイドラインを作成し、中核機関としての法人後見の公平性、中立性を確保できるよう体制を整備しています。
 - 中立性を担保し利益相反を防止するために、県内の弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士が参加する運営適正化委員会を設置しており、その中で適正な後見人の選任を行うための受任調整会議を開催しています。
 - 本人情報が不足しているため受任調整会議に諮れない場合は、まず権利擁護支援センターが受任し、内情が明らかになった段階で受任調整会議に諮り、適切な後見人を選任しています。
 - 権利擁護支援センターは、成年後見制度の利用者の自己決定が尊重され、制度を利用したメリットを実感できるよう、意思決定支援（18頁参照）の普及を図り、本人を取り巻く支援関係者が常に意識を持って取り組めるよう助言を行っています。4市5町の地域ケア会議や障害者総合支援法に基づく協議会（以下、「自立支援協議会」という。）に参加し、本人の参加を保障することや、代弁を行う役割を担っています。意思決定支援の講演や研修会の講師も担っています。
- 意思決定支援を取り入れた個別の担当者会議への参加実績**
- ’20年度181回、’21年度227回、’22年度169回、’23年度204回
- 被後見人や家族、その他の支援者から、後見人等への要望、意見、苦情等があった場合、権利擁護支援センターが相談を受け制度の正しい理解を促すことも含めて調整を図ります。権利擁護支援センターが受任するケースについては、家庭裁判所が相談窓口となり適切な対応が可能となるよう公平性を保っています。
 - 権利擁護支援センターと幹事市が事務局となっている「推進委員会」は、家庭裁判所との連携を促進する機会にもなっています。成年後見制度の適切な運営のためには司法と福祉



の連携が不可欠であり、4市5町と家庭裁判所が制度や地域の課題を情報共有できる場のひとつとなっています。

課題と今後の展望

- すべての後見人等は、被後見人の意思決定や参加を保障する必要があります。後見人等は本人の意思を尊重し代弁する役割を担っていることを、権利擁護支援センターが権利擁護支援（意思決定支援）の視点をもつ成年後見人や権利擁護支援団体の立場として、周知していく必要があります。また、本人にかかわるすべての支援者や関係機関が意思決定支援の視点をもつことで、地域の意思決定支援の力を強化していきます。
- 後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違い等、様々なものがあります。そのため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要です。その上で、家庭裁判所、市町、権利擁護支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体が連携して苦情等に適切に対応できる仕組みを整備していく必要があります。

具体的取組

- 3-1 適正な後見人等の選任や、利益相反の防止のために、法人後見受任ガイドラインに従い、弁護士・司法書士・社会福祉士等の第三者を構成員として含む受任調整会議を開催します。
- 3-2 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、成年後見制度利用における意思決定支援の普及を図ります。そのために、担当者会議や地域ケア会議、自立支援協議会等において意思決定支援を取り入れた場づくりを行います。また、意思決定支援をテーマとした研修会等、後見人等やその他支援者の質の確保と向上を目指します。
- 3-3 成年後見制度の利用において、直接解決が難しい後見人等への要望や苦情等については権利擁護支援センターが相談窓口となり、中立的立場から家庭裁判所、専門職団体と連携して適切な支援につながるよう支援します。
- 3-4 権利擁護支援センターが受任するケースへの要望・苦情等は家庭裁判所が相談窓口となり、権利擁護支援センターとの調整を図ります。

成年後見制度活用のためのフローチャート

成年後見制度活用検討フローチャート

一次相談機関(地域包括支援センター・障害者相談支援センター等)による
各種相談・アセスメント

- 契約行為に課題あり
- 財産管理に課題あり
- 虐待の疑いあり

いずれか1つに☑がいたら...

成年後見制度活用検討ガイドライン(裏面)を活用してください

ケース会議等の開催

開催の際は、知多地域権利擁護支援センター(CKC)へ
お声かけください

成年後見制度
の利用へ

日常生活自立支援事業
の利用へ
→社会福祉協議会へご相談ください

法律家等による専門相談
→CKCへご相談ください
法律家等へおつなぎします

申立人の検討 申立の権限は、以下の3者に与えられています。本人にとって一番よい方法を検討します。

本人	判断能力が著しく低下し、後見相当の場合は難しいです
親族	4親等内の親族であれば可能です
首長	虐待事案、本人あるいは親族での申立が困難など

申立支援 知多地域権利擁護支援センター(CKC)と支援者が連携し、申立手続きを支援します
(必要に応じ、専門家による代理申立・書類作成委任も検討)

成年後見人等候補者の検討

ご本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人候補者を検討します

親族 第三者(専門職、社会福祉協議会、CKC等)

後見等開始の審判申立て

受理面接→(精神鑑定)→審判→審判確定・登記の流れで後見人等が決定します

【作成元・お問い合わせ先】

特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター

☎0562-39-3770

✉ info@chita-kenri.or.jp

計画項目4 虐待対応における専門的な支援体制の充実

方針

被虐待者には判断能力が十分ではない認知症高齢者や知的障害者も多く、成年後見制度の利用を必要とする場合もあります。高齢者・障害者の虐待対応は、行政が虐待の判断、認定、行政権限の行使等、迅速かつ適切に行う必要があります。そのため専門的な判断が必要となります。4市5町と権利擁護支援センターや弁護士等の専門職との地域連携ネットワークを活用し、適切な虐待対応と権利擁護支援の充実を図ります。

第1期計画の進捗と現状の取組

○成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組みを構築することを目指し、高齢者・障害者虐待防止連絡協議会（以下「虐待防止連絡協議会」という。）への権利擁護支援センター職員の参加、虐待ホットラインの設置、行政関係職員虐待研修を実施してきました。

○4市5町で開催されている虐待防止連絡協議会に権利擁護支援センターの職員が参加することで、4市5町の虐待対応担当者等が専門的立場から助言等を得て適切な虐待対応が行える体制を確保していますが、開催方法や内容が4市5町で異なります。

虐待防止連絡協議会への権利擁護支援センター職員の参加回数：

’20年度14回、’21年度15回、’22年度17回、’23年度17回

○また、権利擁護支援センターの後見人等受任ケースには、虐待の案件が多く含まれています。そのため、権利擁護支援センターと4市5町や地域包括支援センター、基幹相談支援センターと連携し、チームとして虐待事例への対応を行っています。

○2022年度から法律の専門家が虐待対応の相談をうける「虐待ホットライン」を設置しました。相談内容は、病院や介護事業者での虐待が疑われる場合の対応方法に関するものが最も多く、そのほか、後見業務の中で起こるトラブルへの対応方法、障害者差別に関する事例等も相談を受けています。

ホットラインへの相談件数： ’22年度17件、’23年度8件

○同じく2022年度から権利擁護支援センターの専門性を活かし、虐待対応に関する行政職員研修を年2回実施しています。虐待対応や判断には専門性が必要であり、異動を伴う行政組織においては、判断の質を一定に保つことが重要です。

行政職員研修参加者数： ’22年度52人、’23年度49人

○弁護士会と連携して虐待や消費者被害をテーマとした福祉事業者向けのセミナーを開催しています。その他、4市5町の自立支援協議会や地域包括支援センター、知多障害保健福祉圏域会議においても虐待をテーマとした研修会を開催しており、福祉に携わる職員の質の向上に努めています。

課題と今後の展望

- 4市5町で虐待防止連絡協議会を開催し、権利擁護支援センター職員が参画する体制を構築していくことが必要です。さらに権利擁護支援センターが実施する行政向け虐待対応研修への参加等を通して、行政職員の虐待対応の質向上を目指す必要があります。弁護士等の専門職も参画した形で、具体的な事例検討を取り入れ、より実践的な学びの機会となるよう、研修の充実を図ります。
- 虐待への対応等について、権利擁護支援センターでの相談やホットラインの活用が可能であることを情報発信し、より一層の利用を進めることが必要です。行政の担当者が変わっても周知できるようにするとともに、ホットラインの相談内容、事例を共有することで、どのような場合に活用できるかを共有していきます。
- 権利擁護支援センターにおいても引き続き、虐待対応の専門的な知識や技術、地域連携ネットワークでのつながりを活かし、知多地域における施設や事業者での虐待防止の普及・啓発に取り組む必要があります。権利擁護支援センターが虐待についての研修を実施できることや、講師のコーディネートが可能であることを関係機関等に広く周知します。

具体的取組

- 4-1 成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組みを、弁護士等の専門職の協力を得て構築します。
- 4-2 権利擁護支援センターは、4市5町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等、地域連携ネットワークでの連携の下、スーパーバイザーの派遣や、虐待ケースへの対応に関する助言、研修会等を定期的で開催します。
- 4-3 虐待ホットラインでの相談事例を整理、共有し、より一層の活用を促進します。

計画項目5 一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携による参加支援

方針

重層的支援体制整備事業において参加支援（28頁参照）の充実が求められています。権利擁護支援においても、本人の意思決定に基づく社会参加が実現できるよう、4市5町の支援システムや支援チームと連携した参加支援が必要です。4市5町の参加支援の取組について情報の共有を図るとともに、権利擁護支援センターが実施する互助会（計画項目6）や居住支援（計画項目8）等の支援も活用しながら社会参加の機会が充実するよう連携を促進します。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 地域連携ネットワークの整備として、4市5町の地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携を進めてきましたが、特に地域包括支援センターが市町を越えて広域で集まる場はこれまでありませんでした。そのため、「地域連携ネットワーク会議」という4市5町の地域包括支援センターと権利擁護支援センターとで情報交換や課題共有をする場を、年に2回開催することにしました。権利擁護支援センターとの役割分担や連携方法等を確認する場にもなり、支援の質の向上を図る機会となっています。
- 年に3回開催している「成年後見利用促進事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）は、4市5町の課長職が顔を合わせ、情報交換を行う場になっています。権利擁護という分野を横断した幅広いテーマの中で重層的支援体制整備事業についても市町の取組や課題を情報共有しています。また、ワーキンググループでの検討の中では、分野や対象を横断する重層的支援体制整備事業の担当職員が情報交換できる場が必要であるとの意見がありました。
- 4市5町では、重層的支援体制整備事業に積極的に取り組んでおり、それぞれ特色のある活動をしています。
- 重層的支援体制整備事業における「参加支援」では、社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り支援をはじめとする居住支援等を提供するものとなっています。計画項目8の居住支援の取組や、計画項目6の互助会の取組は権利擁護支援センターが実施する「参加支援」であるといえます。

課題と今後の展望

- 国の第二期基本計画は副題として「～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を掲げています。「地域社会への参加」を権利擁護支援の目的の一つとして捉える事が必要です。
- 2024年6月から厚生労働省で開催されている「地域共生社会のあり方検討会議」では、議論の視点として①地域共生社会の実現に向けた取組、②身寄りのない高齢者等が抱える課題への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の3点が示されています。①では包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業についての検討が行われています。地域共生社会の推進において重層的支援体制整備と権利擁護支援の連携を強化していきます。
- 相談支援と参加支援との連携や参加支援の充実のためには多機関協働、分野を越えた連携が必要です。権利擁護支援がもつ分野を横断した支援の特性を活かして、関係機関の連携を促進していきます。
- 困難な状況で孤立した状態にある方は相談支援から参加支援につなげるのが難しい場合も多く、丁寧な伴走支援が必要となります。成年後見人は権利擁護を基盤とした伴走支援の1つでもあり、さまざまな支援機関や社会参加の資源と連携した取組が必要です。
- 成年後見制度の利用者も、本人の希望に応じて社会参加する機会を確保していくことが必要であり、4市5町の相談機関や参加支援事業者と、権利擁護支援センター、専門職後見人との連携が必要となっています。

具体的取組

- 5-1 運営委員会を通して重層的支援体制整備事業についての4市5町の情報共有の場をもちます。
- 5-2 広域の権利擁護支援の「地域連携ネットワーク会議」や「知多障害保健福祉圏域会議」を通して、地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの情報交換の場を定例的に開催します。総合的な相談体制や、居住支援、互助会等の参加支援との連携についての共有を行います。
- 5-3 成年後見制度利用者の権利擁護の理念を基盤とした参加支援・地域づくりにむけて、社会福祉協議会地域担当職員や生活困窮者支援の相談担当職員等と権利擁護支援センターとの情報共有を進めます。

計画項目6 暮らしあんしんサポート事業による 支え合いの仕組みづくり

方針

ひとり暮らしで頼れる親族がいない等で、突然の入院や、死後の身辺整理等に不安を抱えている人は少なくありません。特に、死後のお墓の準備や財産の整理等は、判断能力のあるうちから準備することが大切です。民間サービスもありますが、高額であったり、金銭的なトラブルが生じたりといった課題もあります。誰もが安心して、人生の最期を迎えることができるように、地域での支援体制を整備します。

第1期計画の進捗と現状の取組

○第1期の計画方針に基づき、先進地（名古屋市、魚沼市、福岡市等）への視察を行い、運営方法、実績等の情報収集を行いました。ライフエンディング支援事業運営会議を実施し、身元保証や死後事務、互助会の実施方法等を検討してきました。「暮らしあんしんサポート事業」（互助会連動型の身元保証、死後事務、生活支援事業）を構築し、事業実施をしています。（28頁参照）。

○生活支援等のサービスを受けるだけでなく、老いや死と向き合い自分のことは自分で決められるようにする機会や、困ったときに相談し見守りあえるつながりづくりを目的に、互助会の組織化を行いました。「知多半島ろうスクール」の参加者を中心に、隔月での集まりを開催し、自主運営を促すため権利擁護支援センターがバックアップを行っています。互助会への加入は「暮らしあんしんサポート事業」を利用する際の要件としています。

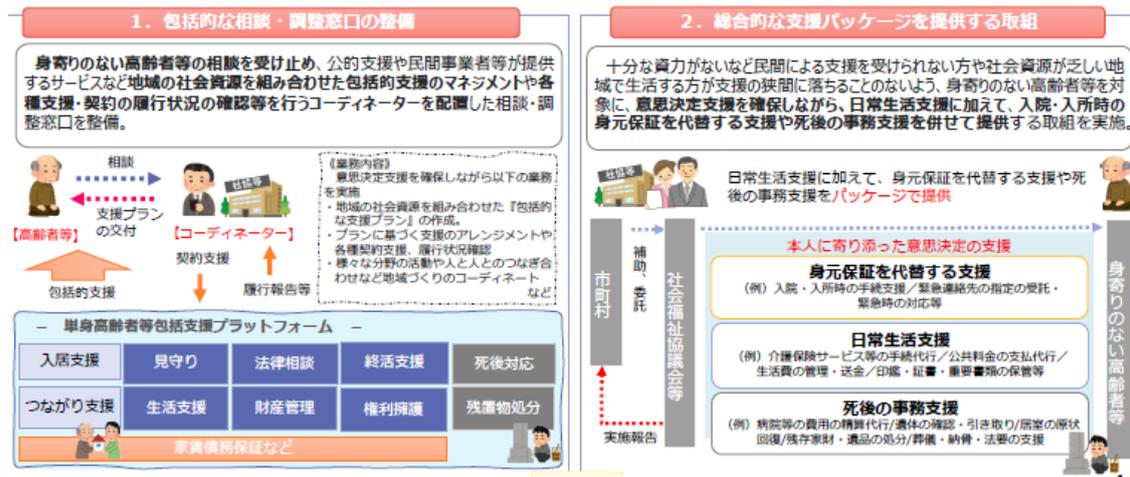
「暮らしあんしんサポート事業」というサービスだけを受動的に受けるのではなく、主体的に「互助会」に関わることで孤立防止をねらう



○暮らしあんしんサポート事業の広域実施に向け、身寄りのない人からの相談や死後事務等の支援の実態について、4市5町の行政と地域包括支援センターを対象としたアンケートとヒアリング調査を実施しました。アンケートの結果からは、身元保証や生活支援、死後事務等、法律や制度の狭間で放っておけない困り事に何とか対応している現状が明らかになりました。家族との同居や社会資源の有無等の地域性、担当者の経験値でも対応に違いが見られました。

課題と今後の展望

○国では「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理）・意思決定支援に関する取組」として、「①包括的な相談・調整窓口の整備」と、十分な資力がない等、民間による支援を受けられない方を対象に「②総合的な支援パッケージを提供する取組」の2つの事業スキーム（下図）を提示しており、4市5町でも取り組んでいきます。



厚生労働省資料

○「くらしあんしんサポート事業」は②の総合的な支援パッケージに該当しますが、利用の前提として、①の包括的な相談・調整窓口として身寄りのない高齢者等からの相談を受け任意後見や民間のサービス等地域にある資源や支援のコーディネートをする人や機関が必要です。4市5町の行政、地域包括支援センター等の相談窓口や社会福祉協議会と権利擁護支援センターが連携して身近な地域での相談体制づくりが必要です。

○より多くの方が事前の備えの必要性に気づき正しい情報を得られるよう、周知・啓発が必要です。くらしあんしんサポート事業の他にも、各市町で提供しているエンディングノート等のツールを活用することで、主体的に老いへの準備をすることができます。各市町のエンディングノート掲載先のリンクを、権利擁護支援センターのホームページで紹介することで、効果的に情報発信を行います。

具体的取組

- 6-1 権利擁護支援として、ライフエンディング支援における包括的な相談支援と伴走支援を行う体制を整備するとともに、周知・啓発を行います。
- 6-2 身寄りのない人がお互いに見守り支え合える継続的なつながりづくりとして「互助会」を組織し、運営をサポートします。行政、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携してより身近な地域での開催を目指します。
- 6-3 セーフティネットとして身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「くらしあんしんサポート事業」の広域実施体制を整備します。

計画項目7 社会福祉協議会との連携による 新たな金銭管理支援の検討

方針

利用者の判断能力に応じて、適切に日常生活自立支援事業を利用できるよう、体制を整備します。判断能力の低下によって日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要となった場合は、スムーズに移行できるよう4市5町の社会福祉協議会と権利擁護支援センターとの連携を強化します。

また、金銭管理支援を必要とする要件等により日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が難しい場合にも安心・安全に支援が可能となるよう新たな仕組みや支援の体制を検討します。

第1期計画の進捗と現状の取組

○日常生活自立支援事業の利用促進にむけて、研修会や地域ケア会議等を通じて行政職員や地域包括支援センター等の相談支援関係者に事業内容の理解・啓発を行ってきました。

日常生活自立支援事業利用促進研修参加者数：'22年度30人、'23年度30人

○また、権利擁護サポーター養成講座の運営会議（年3回）において社会福祉協議会日常生活自立支援事業担当職員と制度の課題や本人の意思を尊重した支援について意見交換をする場を設けています。意見交換の中から、身体障害やその他判断能力の低下を示す診断がない方もお金の入出金や金銭管理に困る事例があるため、そうした方も活用できる金銭管理支援の仕組みが必要であるという意見が出ており、他市町の取組の共有や検討を進めています。

○社会福祉協議会での日常生活自立支援事業の実績は4市5町で差異がある状況です。認定審査の仕組みや予算、人材の確保等の課題もあり、全体的なニーズに対して利用が少ないのが現状です。一方、権利擁護支援センターにおける成年後見制度利用者においては、保佐・補助類型の利用も多く日常生活自立支援事業で対応できるものも少なくありません。引き続き、社会福祉協議会と権利擁護支援センターとの情報共有や人材の活用等、連携を進める必要があります。（表は2024年3月末日現在）

自治体	実利用者	自治体	実利用者
半田市	83人	阿久比町	9人
常滑市	0人	東浦町	11人
東海市	30人	南知多町	14人
知多市	13人	美浜町	4人
		武豊町	28人

今後の課題と展望

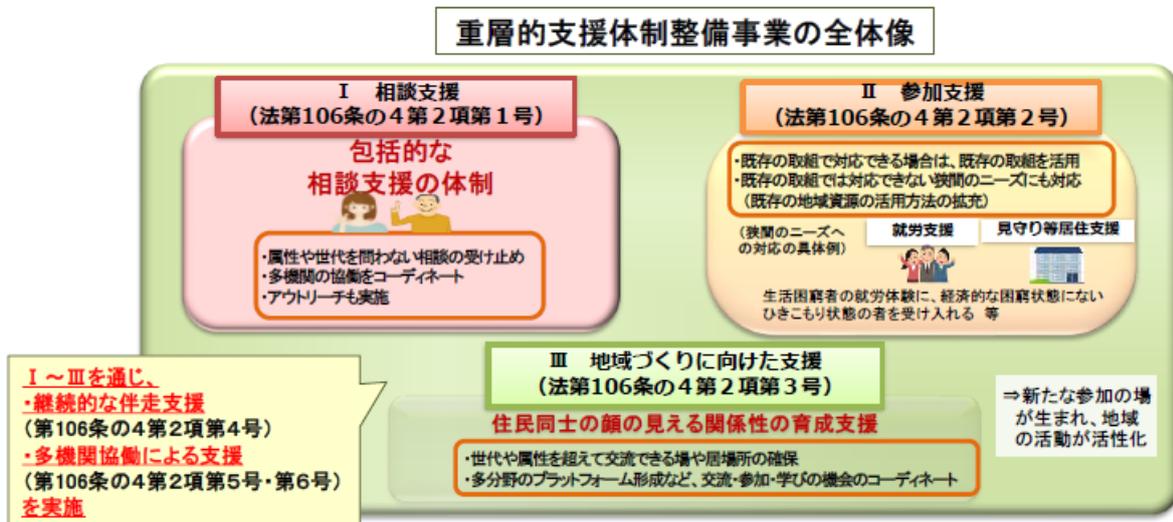
- 現在の成年後見制度における代行決定は意思決定支援が十分でない場合、利用者の権利侵害となる危険性もあります。判断能力が十分ではないものの、自分で判断が可能な人への日常的な金銭管理支援としては、権利擁護支援の観点からできるだけ日常生活自立支援事業を利用することが、適切な意思決定支援であると言えます。引き続き社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用促進を図るとともに、判断能力に応じて適切に成年後見制度の利用につなげる連携が必要です。社会福祉協議会による法人後見の体制が進むことで、日常生活自立支援事業から成年後見への切れ目のない支援を可能としていきます。
- 身体障害等の理由で日常生活自立支援事業を利用することができない方が、安心して利用できる金銭管理の仕組みを検討することが必要となっています。国においても「持続可能な権利擁護支援モデル事業」として2022年度から試行的な取組が始まっています。取組例として、豊田市では介護保険サービス事業者等が行う日常的な金銭管理サービスに対し、意思決定支援フォロワーが本人の立場からサポートする形が示されています。（29頁参照）4市5町においても新たな金銭管理支援について検討していきます。
- 日常生活自立支援事業の現状や課題、新たな仕組みについて、4市5町の社会福祉協議会と権利擁護支援センターが情報共有し、継続的に検討する場が必要です。

具体的取組

- 7-1 研修会や会議での情報共有を通して、日常生活自立支援事業についての制度の理解と適切な利用を促進します。
- 7-2 社会福祉協議会と権利擁護支援センターとの連携を促進し、人材の育成・活用や、判断能力の低下による日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行等、一体的な支援体制を構築します。社会福祉協議会による法人後見を進めることで切れ目のない支援ができる仕組みとします。
- 7-3 日常生活自立支援事業に加えて、金銭管理支援を必要とする人に柔軟に対応が可能となる新たな仕組みの検討をします。アプリケーションの活用等、先進事例の調査研究を行います。

重層的支援体制整備事業の概要

2021年度から制度化された「重層的支援体制整備事業」は、市町村において、既存の「高齢」「障害」「こども・子育て」「生活困窮」の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。広域で展開される権利擁護支援との連携を行うことで、各自治体においても権利擁護を基盤とした参加支援が可能となります。さらに地域づくりにむけた支援においても広域での広報・啓発・人材育成の成果を活かした権利擁護を基盤とした参加支援・地域づくりを目指します。



厚生労働省資料

「くらしあんしんサポート事業」の内容

提供サービス

- (1) 見守り・安否確認サービス：週2回の電話による安否確認と月1回程度の見守り
- (2) 入退院時等支援サービス：入院時の緊急連絡先指定及び緊急対応、その他必要事項
- (3) 死後事務支援サービス：火葬の実施、火葬に係る届け出、その他必要事項

その他、以下をオプション支援

- ①行政官庁等に対する諸届事務（火葬手続き以外の手続き）、②納骨・永代供養の個別対応代行手続き、③生活用品等整理・処分事務、④病院・施設の退院・退所手続き及び医療費・施設利用料等の清算事務、⑤公共サービス等の解約・清算等事務、⑥遺言作成等事務、⑦任意後見契約等事務、⑧相続人調査等事務

※⑥⑦⑧は弁護士や司法書士等への取り次ぎ事務

「日常生活自立支援事業」とは 成年後見制度との違い

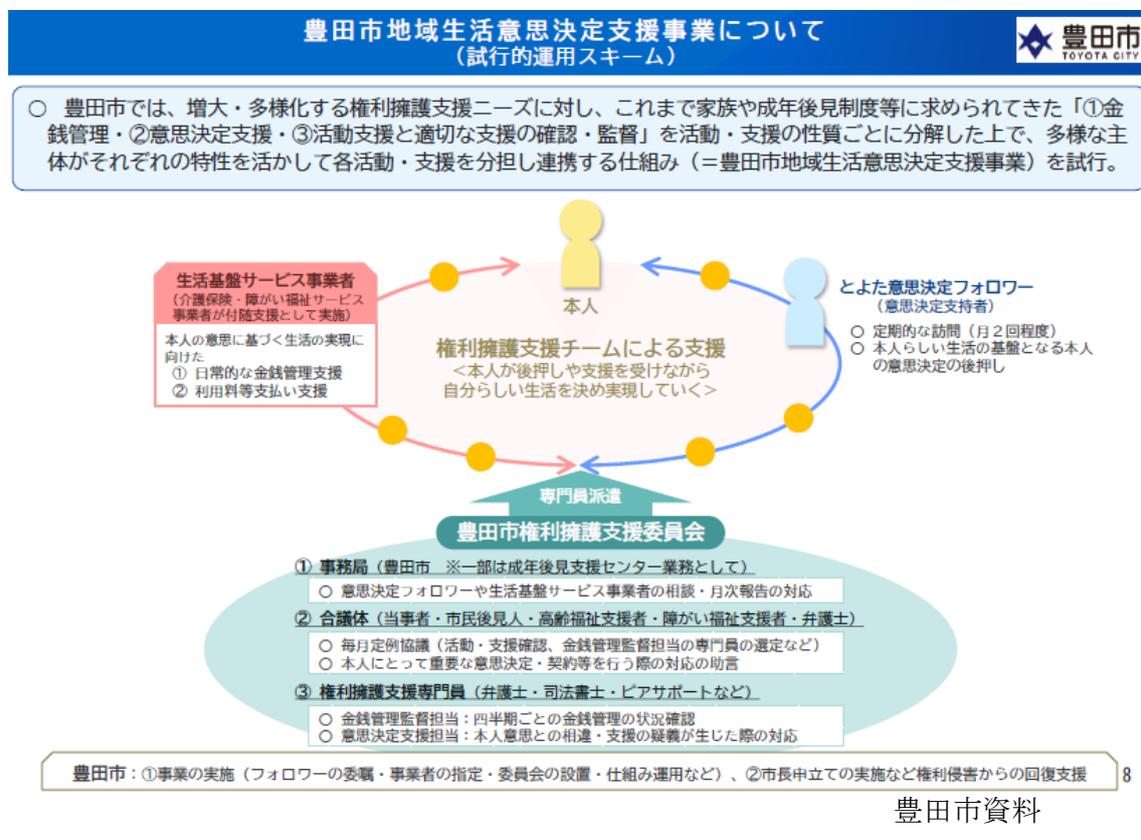
「日常生活自立支援事業」とは、高齢や障害等によって、一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。日常生活自立支援事業で受けられる支援は、大きく分けて以下の4つになります。

- ① 福祉サービス利用のサポート：高齢者や障害者が「介護保険制度」や「障害者総合支援法」等に基づく福祉サービスを利用する際の情報提供や手続きの支援
- ② 金銭管理：医療費や家賃、公共料金の支払い、預金の引き出し等、日常的な範囲の金銭管理
- ③ 重要書類の管理：通帳や銀行印等、重要書類等管理の支援
- ④ 見守り：生活変化の見守り

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しています。成年後見制度は、日常的な金銭に留まらない全ての財産管理や福祉施設の入退所等の生活全般の支援（身上監護）に関する契約等の法律行為を援助することができます。

新しい金銭管理と意思決定支援の事例 豊田市

豊田市では意思決定フォロワーを育成し、福祉サービス事業者が行う日常の金銭管理支援をチームでサポートする仕組みを試行しています。



計画項目 8 サブリース事業を活用した 居住支援の仕組みづくり

方針

権利擁護支援センターでは誰もが安心して地域で生活することを目指した居住支援を試行的に実施し、保証人が立てられない方を対象としたサブリース事業では、すでにいくつかの実績を積んできました。今後は、サブリース事業を4市5町に拡大するとともに、関係者とのネットワークを構築し、4市5町での居住支援の充実をサポートします。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 第1期計画では、ライフエンディング支援事業の一環として、権利擁護支援センター独自の居住支援事業として賃貸物件を活用したサブリース事業を開始し、支援の実績を積んできました。アパート等の賃貸の空き物件に対し、権利擁護支援センターが借り上げ、家を必要としているが借りることが難しい高齢者や障害者、生活困窮者等に提供する仕組みとなっています。
- 空き物件を抱える不動産業者や大家にとっては、権利擁護支援センターが間に入ることで、住人に何かあった時や退去時の対応の心配もなく安定的に部屋を貸すことができ、貸す側にもメリットがある仕組みとなっています。
- 2023年度に試行的に行った事業では、10件の利用がありました。支援事例として、虐待を受けて家出をした障害者等を支援することができました。さまざまな課題を抱えて支援を必要としている生活困窮の方等にとってのシェルター的な機能をもっています。

サブリース事業の実績：’23年度合計 10件

利用の内訳：知多市3件、半田市2件、常滑市2件、美浜町1件、
東海市1件、阿久比町1件

利用者の属性：高齢者6件、障害者4件、虐待・DV2件、困窮1件

課題と今後の展望

- 単身高齢者や障害者が賃貸住宅を借りることが難しい、公営住宅は初期費用が高く保証人も必要で苦勞することが多い、地域によっては家賃が高く生活保護を受けている方が入居できる物件がないことが、ワーキンググループ等の検討の中で挙げられた課題です。
- 国においても居住支援を強化する動きがみられます。住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が必要となっており、居住支援協議会の設置が努力義務化されていますが、4市5町では未設置のところが多い状況です。住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した、地域における総合的・包括的な居住支援体制を整備していきます。
- 生活困窮者自立支援法では自立相談支援事業における居住支援が強化され、属性を問わず住まいの相談、入居後の生活支援の相談に対応することが必要です。重層的支援体制整備事業の参加支援においても居住支援に取り組む必要があります。（34頁参照）
- 4市5町での居住支援協議会の設置・協議の状況や、支援を必要としている人の状況、空き家の状況、不動産業者や大家の情報等を把握したうえで、課題を整理・共有する必要があります。そのうえで、先行する地域の取組等を参考にしながら、4市5町で対応が可能なこと、広域での対応が必要なこと、市町と広域で連携して進めること等を検討することが必要です。
- 権利擁護支援センターが実施するサブリース事業は、柔軟に受け入れが可能であり緊急時にも対応できる強みを活かして、セーフティネットとしての役割を担っていきます。また、生活支援や見守り支援、家財の片付け等は、くらしあんしんサポート事業の「互助会」（計画項目6）と連携することで、本人と地域とのつながりづくりの支援の充実を図ります。

具体的取組

- 8-1 公営住宅や居住支援協議会等、4市5町での居住支援施策の現状や課題を共有し、対応を促進するための情報交換の会議を定期的で開催します
- 8-2 権利擁護支援センターが実施するサブリース事業を拡大し、4市5町での利用が可能な体制を構築します。
- 8-3 4市5町の相談支援、見守り支援・地域とのつながりづくりの促進等の居住支援と、権利擁護支援センターによるサブリースや互助会等の取組が連携できるよう、関係者への情報発信や情報交換の機会を確保します。

計画項目9 障害者差別解消法における 紛争解決の体制整備

方針

障害者差別解消法は、国・都道府県・市町村や、企業や店舗等の事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。障害のある人が不当な差別的扱いを受けたり、合理的配慮をしてもらえなかったりすることがないように、法律についての普及・啓発や勉強会等を行うとともに、障害者が安心して相談でき、権利が護られる紛争解決の体制を整備します。

第1期の進捗と現状の取組

- 自立支援協議会および知多障害保健福祉圏域会議において障害者差別解消にむけた取組の検討を行いました。権利擁護支援センターの職員が会議に参加し、権利擁護支援としての障害者差別の件数や事例、合理的配慮の取組等を障害者支援の事業者や市町と共有しています。また、計画項目4の「虐待ホットライン」では、虐待の相談だけではなく、広く差別に関する相談も対応しており、市町からの相談に対応しています。
- 2024年度からは合理的配慮の義務化が民間事業者にも広がったことから、合理的配慮についての周知・啓発を行っており、合理的配慮とインクルーシブ教育をテーマとした講演会を開催しました。インクルーシブ教育は、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることや、個人に必要な合理的配慮の提供が必要とされています。
- 差別に関する紛争解決のための体制整備を目指し、先進地域の取組を調査しました。和歌山県弁護士会では障害のある人がADR（裁判外紛争解決手続き）を気軽に利用できるよう「障害者なんでもADR」を設置しています（35頁参照）。多くの会員弁護士が代理人や和解あっせん人として相談に対応できるよう法律についての研修を実施するほか、県社会福祉士会と協力し、ケースによっては社会福祉士が手続きに参加できるようにしています。兵庫県でも和歌山県の仕組みを参考に弁護士会による紛争解決センターが設置されています。
- ワーキンググループにおいては、これまで相談のあった事例として、障害を理由に学童保育の利用を断られた、飲食店等で体の不自由な人が利用を断られた、精神疾患や知的障害で部屋を借りることができない、病院で視覚障害のある方が受付を断られた、認知症の方の近隣トラブルで市に相談があったといった内容が共有されています。

課題と今後の展望

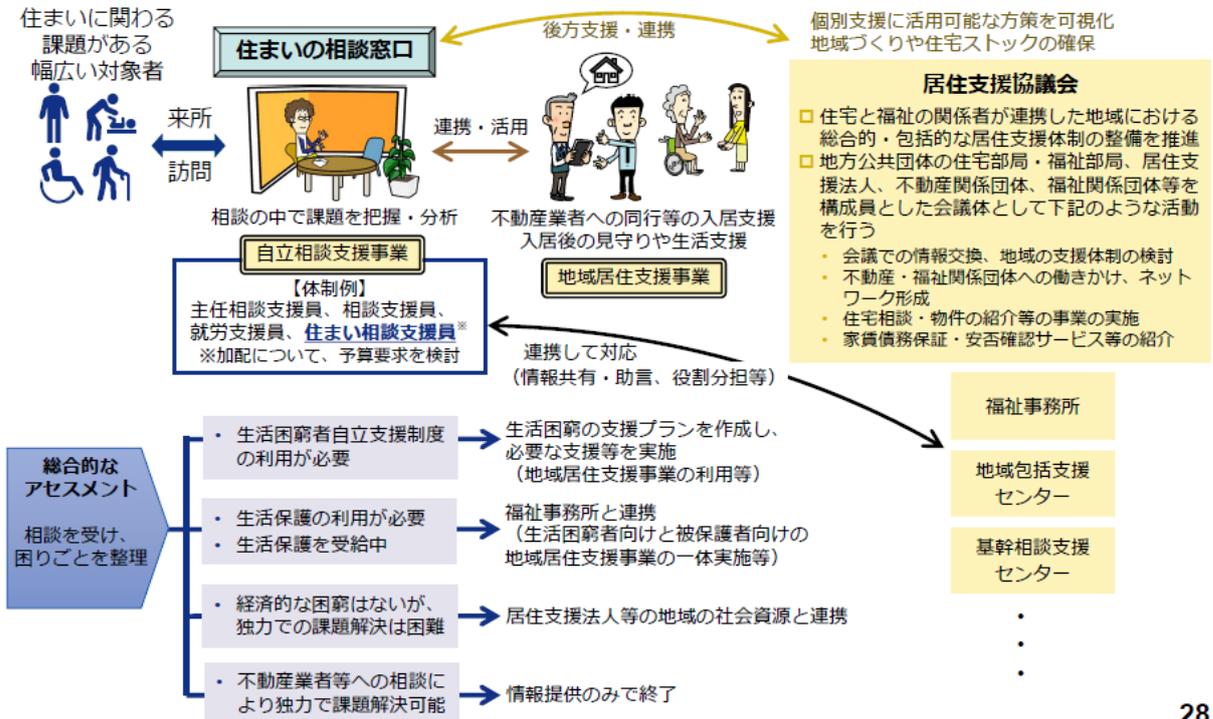
- 4市5町に、障害者差別解消法に基づく協議会等が設置されていますが、具体的な紛争解決への対応については、高度な専門性が求められることから、権利擁護支援センターの有する専門的な知識や技術、司法関係者のネットワークを活かし、知多地域における紛争解決の仕組みづくりを進める必要があります。
- 紛争解決にあたっては、裁判に至る以前に対話をとおして相互の理解を深め、解決の手立てを探ることが大切です。そのため、障害者とのコミュニケーションの手段を持った支援者による丁寧な対応が必要となります。例えば、意思疎通支援事業を活用して必要に応じて手話通訳や要約筆記の派遣を利用することができますが、利用条件は市町により異なります。そのため、障害者も分け隔てなく情報保障が受けられる体制を整備する必要があります。
- 市町において、障害者差別に関連した相談の実態や合理的配慮の実績を全庁にヒアリングしているところがありました。差別の課題が多岐にわたり、相談窓口も一本化されていない現状のため、まずはどのような相談がどれだけ持ち込まれているか、どこでどのような合理的配慮がなされているのかの実態把握を行い、現状と課題を共有することが必要です。
- 一般の民間事業者にも合理的配慮の義務化が広がりましたが、どういった内容が差別にあたるのか、合理的配慮のためには何を必要とする必要があるのか、理解が十分に浸透しているとはいえません。公的機関のみならず民間事業者も含めて、差別解消や合理的配慮に関する研修等、周知・啓発が必要です。
- 障害のある子どもへの合理的配慮等、保育や教育の現場でも差別解消の取組が求められています。障害福祉分野だけではなく、子どもや教育等、分野を越えて連携した取組が必要です。また、教育と福祉が連携して、子どもの頃から障害や福祉への理解を図る福祉教育に取り組むことで差別を減らすことにつながります。

具体的取組

- 9-1 民間事業者や教育機関等、広く障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。
- 9-2 障害者差別に関連した4市5町への相談の実態把握を行い、現状と課題を整理します。情報保障を含め、相談体制の充実を図ります。
- 9-3 先行する専門の紛争解決機関設置の事例等を参考に、弁護士会等と連携のもと、知多地域における紛争解決の窓口（機関）の設置や解決のための仕組みづくりを進めます。

居住支援の取組

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）



28

厚生労働省資料

住まいの相談に対応できる体制の整備 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、居住の安定確保のための支援を行うこと、参加支援事業において居住支援を行うことを明確化。
- 生活困窮の自立相談支援機関のみでは対応が難しいニーズがある者（世帯）に対しても、多機関協働や参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援により、連携して入居継続支援を行うことができる。

改正への対応イメージ

- 例えば、①世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケースや、②単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケースで、自立相談支援機関単独では対応が難しい場合、重層的支援体制整備事業を活用して、住まい支援を行うことも考えられる。

重層的支援体制整備事業を活用する事例のイメージ

- ① 世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケース
- ② 単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケース



【役割分担の例】

住まい確保	自立相談支援機関で相談受付、地域居住支援事業や関係機関（居住支援法人等）との連携による住まい確保支援、入居後の見守り支援等を実施	参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、狭間のニーズに対する継続的な見守り支援や社会参加への支援を実施
介護	地域包括支援センターによる相談支援	
障害	基幹相談支援センターによる相談支援	
ひきこもり	ひきこもり地域支援センターによる相談支援	

重層的支援体制整備事業を活用した支援の流れ

- 多機関協働事業者を中心に、最初に相談を受けた機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成
- 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施
- 狭間のニーズに対する入居継続支援は、参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用

30

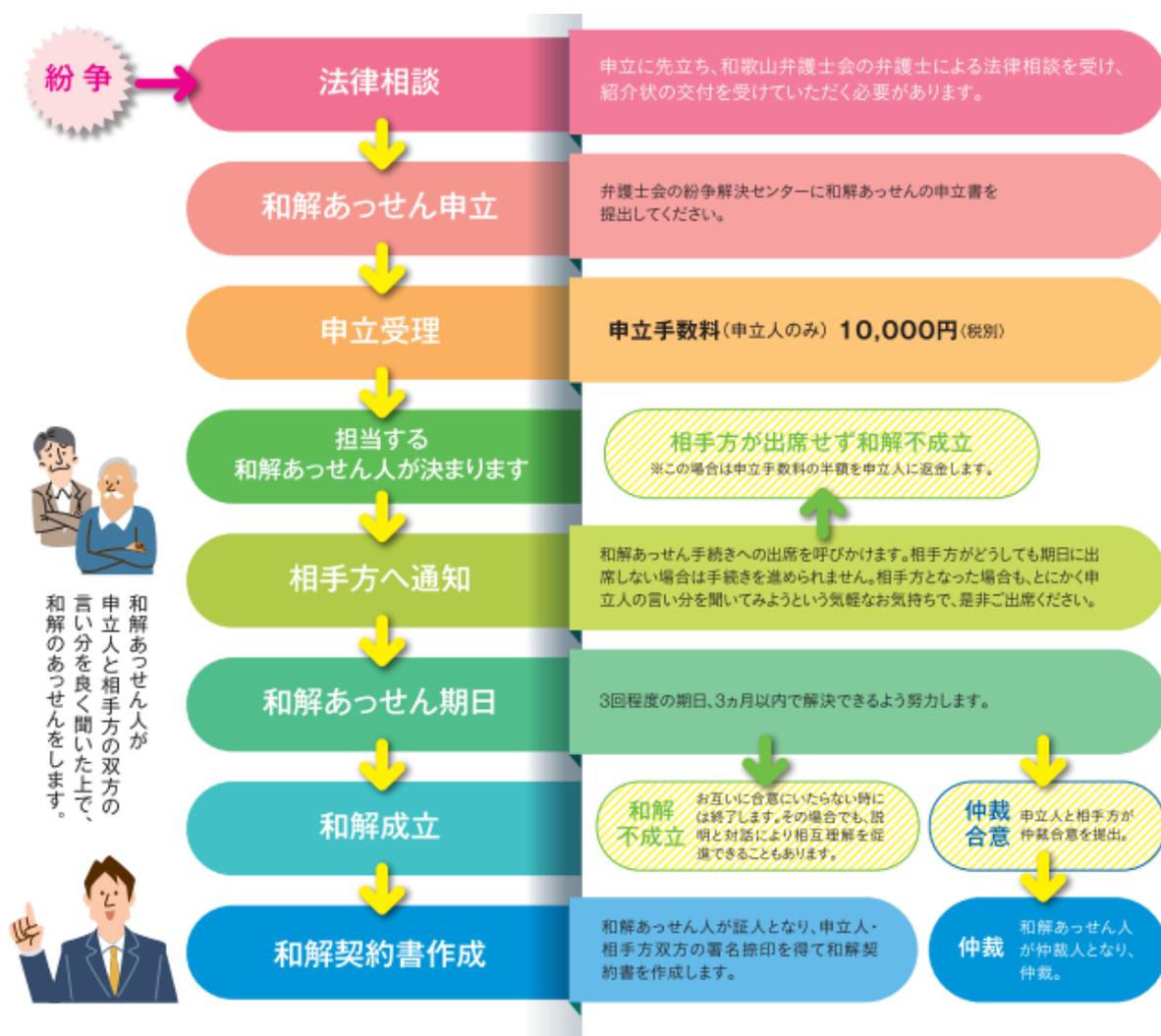
厚生労働省資料

ADR（裁判外紛争解決手続）の先駆的取組事例

ADRは紛争当事者が弁護士を交えて互いに話し合い、和解や仲裁等で解決する制度です。通常の裁判に比べて解決までにかかる時間が短く、費用も安価な点が特徴です。

和歌山県弁護士会では2013年から紛争解決支援センターを設置し、ADRを実施しています。2016年に障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対して社会が合理的配慮を行うことが義務付けられたことを受け、障害者専用ADRを導入しています。

利用にあたっては「高齢者・障害者あんしん電話相談」に電話をすると、3日以内に担当弁護士から折り返し電話があり、無料で相談を聴いてくれる形になっています。その後、障害者なんでもADRを利用すると以下の図のような流れで紛争解決が行われます。



和歌山弁護士会紛争解決センターの流れ

計画項目 10 地域における幅広い権利擁護の普及・啓発

方針

成年後見制度のほか、任意後見制度やライフエンディング（人生の最終段階）のための準備、日常生活自立支援事業等、地域で最期まで安心して生活するために必要となる幅広い権利擁護支援の普及・啓発に取り組みます。市民への理解を広げるだけでなく、病院や金融機関、保険会社、葬儀会社等とも連携して理解を広げます。また権利擁護支援センターの専門性を活かした講座や研修等の情報発信にも力を入れます。

第1期計画の進捗と現状の取組

○権利擁護支援センターでは、広く一般市民を対象とした研修として、以下の4つの講座やフォーラムを開催しています。成年後見制度の基礎的な知識を伝えるフォーラムのほかにも、連続的に制度や支援、法律について学ぶ機会を提供しています。

講座・フォーラム名	開始年度	内容	参加者総数
成年後見フォーラム	2008年～	広く一般市民の方に成年後見制度を知ってもらう機会	1,127人
成年後見サポーター講座	2008年～	成年後見制度の基礎を学ぶ(全6日)	558人
権利擁護サポーター講座	2014年～	認知症になっても、障害があっても、地域で自分らしく生きて行くためのお手伝いに必要な基本的な知識を学ぶ(全9日)	105人
ろうスクール	2017年～	自分らしい生き方と老い方、生活を守るための制度や法律について学ぶ学校(全7日)	52人

○中核機関としてのホームページを開設し、広く情報提供できる体制を整えました。権利擁護支援センターの活動内容や成年後見制度の紹介のほか、研修・講座の情報、知多半島の権利擁護に関連するさまざまな情報、本計画の紹介等、広く権利擁護に関する情報が得られるものとなっています。

○2022年度から「みんなの応援団」として、権利擁護支援に関わるさまざまな支援者や地域活動者へのインタビューを記事にして情報発信を行っています。ホームページでも閲覧することができます（42頁参照）。

○権利擁護支援センターによる研修は成年後見制度のほか、「身元保証」「終末医療の問題」「ファシリテーション」等、幅広い内容のものとなっています。その対象は、行政職員、民生委員、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員等多岐に渡ります。当事者の親の会等、福祉専門職以外にも広く地域への啓発を行っています。

課題と今後の展望

- 地域住民に対しての情報発信に関し、ワーキンググループの中では、もともと関心のない人にどう見てもらえるかの工夫として、行政等の相談窓口でのチラシ以外にも日常的に目につく場所での啓発が有効ではないかとの意見が出ました。具体的には、公共施設等のトイレや病院の受付等に置くカード型のものや、産業まつりでの啓発等です。このように広く地域住民に対して成年後見制度や任意後見制度、ライフエンディング等、幅広い権利擁護についての情報発信を行います。
- また、幅広い世代を対象とするためにはメーリングリスト、SNS等、オンラインを活用した効果的な啓発手法を検討し取り組んでいくことが必要です。
- 権利擁護支援センターでは、これまでも地域のサロンや大学等で出前講座を実施しています。ホームページに講座や研修の開催に関する情報のほか、講師派遣実績を掲載することで、権利擁護支援センター職員の専門性を活かした講師派遣について広報し、地域住民が権利擁護を学ぶことのできる機会を増やしていきます。
- 学校でこどもの権利を啓発することは、こどもを通じて大人にも情報を伝えることができるというメリットがあります。そのため、社会福祉協議会が小学校で実施している福祉教育と連携し情報発信に努めます。
- 後見人や代理人の制度について、生命保険会社や金融機関にも理解を求めていく必要があります。またライフエンディング支援の取組については葬儀会社等とも連携することで、より広い情報発信に努めます。

具体的取組

- 10-1 成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。
- 10-2 成年後見フォーラムを、年に1回、4市5町を巡回する形で開催します。そのほか、オンラインを活用して講座や研修等に関する情報発信を行います。
- 10-3 医療関係者、こども分野の支援関係者、金融機関、保険会社、葬儀会社等とも連携して、幅広い権利擁護支援に関する情報の共有や発信を行います。

計画項目 1 1 権利擁護に係る各種研修の効果的な実施

方針

権利擁護支援センターは権利擁護に係る人材育成のノウハウや体制を活かし、4市5町職員、福祉や介護の専門職、地域住民等、権利擁護支援を担う幅広い人材を育成してきましたが、今後は、対象者の拡大や研修体系・研修方法の見直し、評価やフォローアップの体制を充実させ、より効果的な研修が実施できるようにします。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 項目10にあげた一般市民を対象とした研修のほかに、人材育成のための以下の研修事業を実施しています。「成年後見制度専門員養成研修」は、項目10の「権利擁護サポーター講座」修了者が系統的に受けられるだけでなく、社会福祉協議会職員や地域包括支援センターの職員等、権利擁護支援に関わるさまざまな支援者が参加し、知識や技術を高め合う場になっています。
- 4市5町行政職員が参加できる研修プログラムも用意されており、10年間の実績で、総参加者は810名にも及んでいます。また、愛知県弁護士会半田支部と共催で、福祉関係職員と法律家を対象とした「事業者セミナー」も開催しており、地域連携ネットワークの基盤にもなっています。
- 出前講座では、広く地域の様々な団体からの研修依頼に対応しており、介護や福祉の事業者等の専門職にむけての研修の機会にもなっています。

研修名	開始年度	対象・内容	参加者数
成年後見制度専門支援員養成研修	2009年度～	対象:成年後見制度に関する基礎的な研修等を受講した人・権利擁護に関する仕事に従事している人 内容:成年後見制度に関する基礎的な知識をふまえ、グループワークで実際の事例を検討する(全5日)	2021年度:23人 2022年度:8人 2023年度:9人
行政職員研修	2009年度～	対象:4市5町行政職員 内容:成年後見制度研修会、虐待対応研修会を実施	2021年度:67人 2022年度:120人 2023年度:124人
事業者セミナー	2015年度～	対象:福祉関係職員・法律家 内容:普段の業務で直面する高齢者・障害者の事例について法律家とともに検討する。福祉職・法律職とのネットワーク形成の場。	2021年度:中止 2022年度:36人 2023年度:42人
出前講座		権利擁護に関する研修の要望がある事業者等に出向いて実施	

課題と今後の展望

- 研修をより多くの行政職員、地域包括支援センター、基幹相談支援等の職員が参加できるよう、オンライン等を活用した受講を可能にすることや研修のフォローアップ（アーカイブ受講等）の体制についても検討する必要があります。
- 意思決定支援や合理的配慮が求められる中で、医療関係者やこどもの教育・支援にかかわる専門職にも権利擁護への理解を促進し、連携の基盤をつくる必要があります。
- 人材育成の目的に対して各研修プログラムが果たしている役割の整理及び効果を測るための基準を作成する必要があり、ワーキンググループの作業の中で、各種研修や会議の目的を①地域福祉人材育成、②地域連携ネットワーク整備、③権利擁護支援力の向上の3点に整理しました。今後は、研修効果を評価できる仕組みが必要です。
- 今後は研修受講者へのアンケートの実施や、これまでの研修受講者のフォローアップを通じ、より効果的な研修の実施に努めます。

具体的取組

- 1 1 - 1 広く市民に対し権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。また、研修効果の評価とフォローアップの体制を整備します。
- 1 1 - 2 4市5町の行政職員や福祉事業者を対象とした研修会を実施します。多くの方が受講できるよう、オンラインやアーカイブ等の体制を整備します。
- 1 1 - 3 医療関係者との連携を促進し、成年後見制度の理解を広げるとともに、適切な利用につなげます。
- 1 1 - 4 教育関係者や放課後デイサービス等、障害児支援の関係者に対しても合理的配慮や未成年後見制度等についての理解を促進し、権利擁護支援の従事者として連携できるよう研修会等の機会を確保します。

計画項目 1 2 地域福祉人材活用システムの 広域的整備と運用

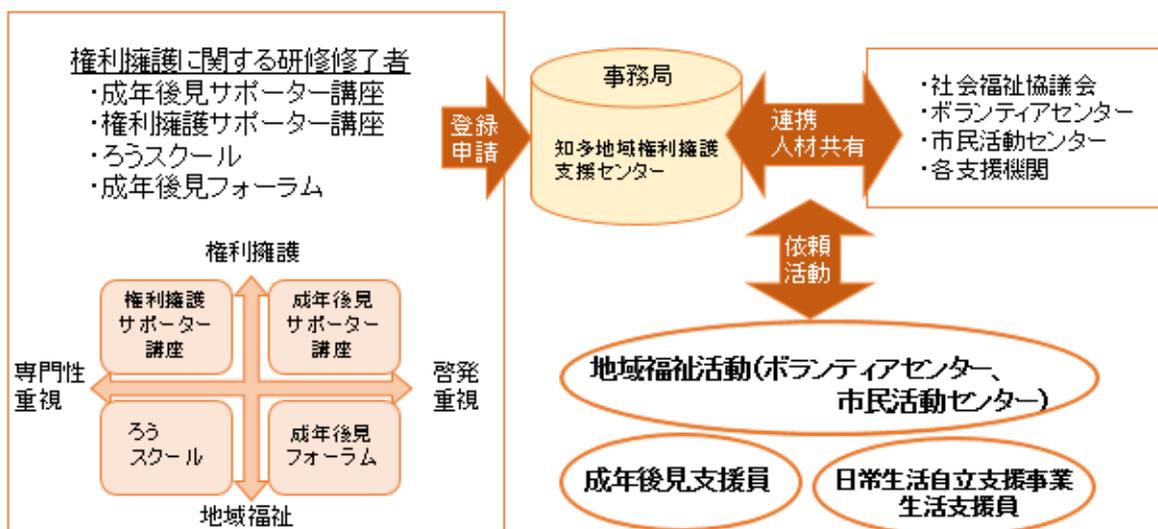
方針

成年後見制度を始めとする権利擁護に関する多種多様な研修の修了者に、今後、権利擁護支援に積極的に携わってもらえるよう、人材バンク等の活用システムを整備し、4市5町の地域福祉人材とその活躍の場とのマッチングに取り組めます。

第1期計画の進捗と現状の取組

- 権利擁護支援センターがこれまで養成してきた数多くの人材の活躍の場を広げるため、各種研修修了者を対象とした人材バンクを構築することをワーキンググループにおいて検討してきました。項目10にあげた研修プログラムの修了者を対象に、名簿の作成と精査を行いました。これまでの研修修了者は実人数で965人（2024年10月現在）にのぼります。
- ワーキンググループの検討の中で、人材バンクのイメージを作成しました（下図）。活動の場としては、成年後見支援員や日常生活自立支援事業生活支援員のほかに、各市町に設置されているボランティアセンターや市民活動センターが関わりをもつ地域福祉活動も想定しています。ボランティアセンターや市民活動センターがもともと持っているコーディネート機能を活かしながら、権利擁護支援センターと連携することを想定しており、今後、意見交換や仕組みについての検討の場をもつ予定です。

「地域福祉人材バンク」イメージ図



課題と今後の展望

- 地域では民生委員の担い手がない、ボランティアが足りない等、人材不足が課題になっています。権利擁護支援センターの講座修了者等、権利擁護の視点を持った人材が地域福祉人材として活躍できる環境整備に努めます。
- 権利擁護支援センターが持つ地域福祉人材バンクの強みとしては、権利擁護の意識と基礎的な知識を持つ人であることや、広域での調整が可能となることを挙げるができます。地域福祉人材バンクにおける活動の場を広げることで権利擁護支援の普及・啓発に努めます。

人材バンクの目的	1. 権利擁護の意識を醸成する場を提供(講座の開催、啓発情報の開示)する。 ⇒スキルアップ支援 2. 権利擁護の意識のある人材へ活躍の場を提供する。 ⇒参加支援 3. 権利擁護の意識が醸成された地域づくりに貢献する
人材バンクのメリット	1. 参加支援の資源づくり=地域づくりになる=地域福祉 2. 人材不足を補うことができる(各団体最小の力で最大のパフォーマンス) 3. 相互協力により、良質な人材育成を行うことができる。

- 今後の方向性としては、地域福祉人材バンク整備についてのプロジェクトチームをつくり
①研修の歴代修了生を対象に、人材把握のための調査と整理をする、②必要な人材を把握するためボランティアセンターや市民活動センターへヒアリングをする、③研修修了者に対して人材バンクアンケートを実施する、の3点に取り組みます。

具体的取組

- 1 2 - 1 社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を整備します。
- 1 2 - 2 ボランティアセンターや市民活動センターと連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備と試験的運用に取り組みます。

権利擁護支援における地域との連携事例

「みんなの応援団」 ホームページ掲載記事（抜粋）

じぶんできめる応援団 第7回

どんな人でもお互いに元気を送りあえる地域に

平子俊之さん／介護付有料老人ホーム セントレアライフ常滑 施設長

小代忠明さん／NPO 法人知多地域権利擁護支援センター

「夢を見た～夢を見た～ あなたと添うとこ夢を見た～♪」プロの歌手かと思ふような伸びやかな歌声に軽やかな身のこなし。セントレアライフ常滑のリビングには、今日も施設長の平子俊之さんと入居者の皆さんとの賑やかな掛け合いの音が響きます。老人ホームに入居してからも「じぶんできめる」人生をあきらめない。そんな暮らしを実現する秘訣を、知多地域権利擁護支援センターの小代が平子さんにうかがいました。



「明日が楽しみ」と思える毎日を

平子：私の最初の職場は百貨店の中の魚屋でした。思えば、そこで一緒に働いていた、大ベテランの86歳の方の姿に憧れたことが、高齢者の方と関わる仕事に就く原体験だったのかもしれない。

その歳ですから身体が思うように動かないこともあったのですが、毎朝4時に起きて始発で出勤し、市場から届いたばかりの魚を捌いて刺身をつくる。開店すると「さあ、いらっしゃい」と威勢良くお客様を迎える姿が本当に格好が良くて、憧れました。

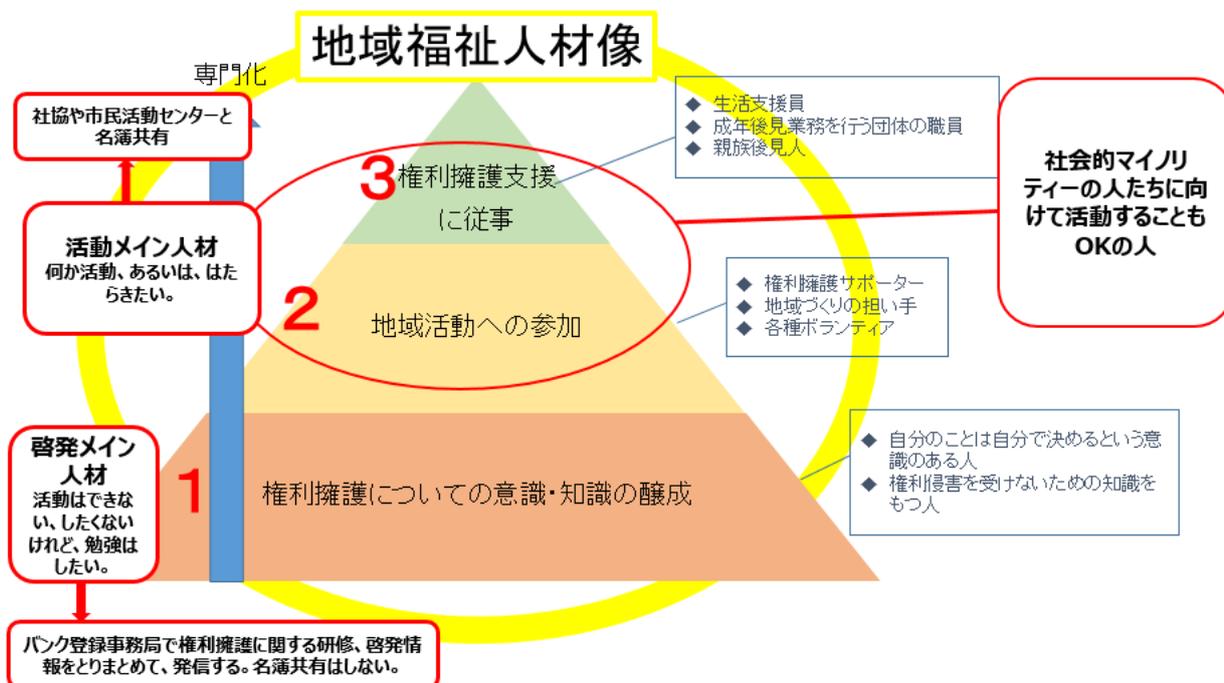
お店が閉店することになって転職したのが、訪問入浴サービスの会社でした。ご高齢の方で、ひとりでは入浴が難しい方のご家庭に訪問して入浴のサポートをする仕事です。ここで、介護は人の役に立てるやりがいのある仕事だと感じました。

ところが次に入った介護老人保健施設では衝撃を受けました。まだ介護保険制度ができる前で、当時は家族で介護しきれなくなった人がやむを得ずデイケアに預けられる…という面も大きく、施設に来るなり「家に帰して…」と懇願されることもありました。厳しい現実を目の当たりにして、家族と離れたり、家族と関係が良くない状態にある方でも、もっと楽しく豊かな老後をごせないものかと考えさせられました。

地域福祉人材像と地域福祉人材バンク

人材の育成や人材の活躍の場を検討するにあたり、「地域福祉人材像」を整理したものが下の図です。

項目10にあげた研修終了者等、権利擁護支援センターが実施している所定の研修をうけ権利擁護の意識をもっている人材を、「権利擁護を基盤とした地域福祉人材」としています。そのうえで、より活動への参加を意識して権利擁護サポーター講座や専門支援員養成研修を実施しており、さらに、日ごろから権利擁護支援に従事する行政や福祉関係職員への研修が位置づく形になっています。



「地域福祉人材バンク」では、2の「地域活動への参加」、3の「権利擁護支援に従事」の層の人たちを活動のメイン人材として登録してもらい、地域の活動や権利擁護支援等で活躍してもらうことを想定しています。

計画項目と具体的取組一覧

計画項目		具体的取組
重点目標A 成年後見制度の利用促進を担う中核機関の機能の拡充		
計画項目1	中核機関の安定的運営と相談機能の強化	<p>1-1 権利擁護支援センターが中核機関運営ガイドラインに基づき、相談・啓発・利用促進・後見人支援の役割を継続して担います。</p> <p>1-2 一次相談機関と連携し、成年後見制度の他、任意後見制度や未成年後見制度についても周知します。</p> <p>1-3 在日外国人にも権利擁護に関する情報や支援が行き届くよう、外国人支援団体と連携し啓発や相談を強化します。</p> <p>1-4 中核機関として必要となる職員の確保や、質の高い支援のための職員を育成するための研修の仕組みを構築します。「権利擁護支援に適した職員像」に則った育成を図るため評価基準を策定します。</p>
計画項目2	後見人支援の体制整備と他の法人後見の普及・支援	<p>2-1 引き続き中核機関として、親族後見人や専門職後見人からの相談や実務のサポート、研修会の実施、チーム支援のための地域連携ネットワークの構築等、後見人支援機能の充実を図ります。また、親族後見人への中核機関の役割の周知を図ります。</p> <p>2-2 社会福祉協議会による法人後見をさらにすすめ、後見業務がスムーズに行えるよう支援を行います。</p> <p>2-3 社会福祉協議会以外の社会福祉法人とも連携し、他法人の利用者の受任を行うクロス受任等の方法による法人後見の実施体制を検討します。</p>
計画項目3	成年後見制度利用における意思決定支援と苦情への対応	<p>3-1 適正な後見人等の選任や、利益相反の防止のために、法人後見受任ガイドラインに従い、弁護士・司法書士・社会福祉士等の第三者を構成員として含む受任調整会議を開催します。</p> <p>3-2 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、成年後見制度利用における意思決定支援の普及を図ります。そのために、担当者会議や地域ケア会議、自立支援協議会等において意思決定支援を取り入れた場づくりを行います。また、意思決定支援をテーマとした研修会等、後見人等やその他支援者の質の確保と向上を目指します。</p> <p>3-3 成年後見制度の利用において直接解決が難しい後見人等への要望や苦情等については権利擁護支援センターが相談窓口となり、中立的立場から家庭裁判所、専門職団体と連携して適切な支援につながるよう支援します。</p> <p>3-4 権利擁護支援センターが受任するケースへの要望・苦情等は家庭裁判所が相談窓口となり、権利擁護支援センターとの調整を図ります。</p>

重点目標B 地域連携ネットワークによる総合的な権利擁護支援の充実

<p>計画 項目 4</p>	<p>虐待対応における専門的な支援体制の充実</p>	<p>4-1 成年後見制度を含む幅広い権利擁護支援を重視し、適切に虐待対応が可能な体制と仕組みを、弁護士等の専門職の協力を得て構築します。</p> <p>4-2 権利擁護支援センターは、4市5町の虐待対応の知識や技術の向上を目指して、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等、地域連携ネットワークでの連携の下、スーパーバイザーの派遣や、虐待ケースへの対応に関する助言、研修会等を定期的に開催します。</p> <p>4-3 虐待ホットラインでの相談事例を整理、共有し、より一層の活用を促進します。</p>
<p>計画 項目 5</p>	<p>一次相談機関と権利擁護支援センターとの連携による参加支援</p>	<p>5-1 運営委員会を通して重層的支援体制整備事業についての4市5町の情報共有の場をもちます。</p> <p>5-2 広域の権利擁護支援の「地域連携ネットワーク会議」や「知多障害保健福祉圏域会議」を通して、地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの情報交換の場を定例的に開催します。総合的な相談体制や、居住支援、互助会等の参加支援との連携についての共有を行います。</p> <p>5-3 成年後見制度利用者の権利擁護の理念を基盤とした参加支援・地域づくりにむけて、社会福祉協議会地域担当職員や生活困窮者支援の相談担当職員等と権利擁護支援センターとの情報共有を進めます。</p>
<p>計画 項目 6</p>	<p>くらしあんしんサポート事業による支え合いの仕組みづくり</p>	<p>6-1 権利擁護支援として、ライフエンディング支援における包括的な相談支援と伴走支援を行う体制を整備するとともに、周知・啓発を行います。</p> <p>6-2 身寄りのない人がお互いに見守り支え合える継続的なつながりづくりとして「互助会」を組織し、運営をサポートします。行政、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携してより身近な地域での開催を目指します。</p> <p>6-3 セーフティネットとして身元保証や死後事務等の課題への対応を行う「くらしあんしんサポート事業」の広域実施体制を整備します。</p>
<p>計画 項目 7</p>	<p>社会福祉協議会との連携による新たな金銭管理支援の検討</p>	<p>7-1 研修会や会議での情報共有を通して、日常生活自立支援事業についての制度の理解と適切な利用を促進します。</p> <p>7-2 社会福祉協議会と権利擁護支援センターとの連携を促進し、人材の育成・活用や、判断能力の低下による日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行等、一体的な支援体制を構築します。社会福祉協議会による法人後見を進めることで切れ目のない支援ができる仕組みとします。</p> <p>7-3 日常生活自立支援事業に加えて、金銭管理支援を必要とする人に柔軟に対応が可能となる新たな仕組みの検討をします。アプリの活用等、先進事例の調査研究を行います。</p>

重点目標C 幅広い権利擁護支援施策の展開		
計画項目8	サブリース事業を活用した居住支援の仕組みづくり	<p>8-1 公営住宅や居住支援協議会等、4市5町での居住支援施策の現状や課題を共有し、対応を促進するための情報交換の会議を定期的開催します</p> <p>8-2 権利擁護支援センターが実施するサブリース事業を拡大し4市5町での利用が可能な体制を構築します。</p> <p>8-3 4市5町の相談支援、見守り支援・地域とのつながりづくりの促進等の居住支援と、権利擁護支援センターによるサブリースや互助会等の取組が連携できるよう、関係者への情報発信や情報交換の機会を確保します。</p>
計画項目9	障害者差別解消法における紛争解決の体制整備	<p>9-1 民間事業者や教育機関等、広く障害者差別解消に向けた啓発活動や研修等を実施します。</p> <p>9-2 障害者差別に関連した4市5町への相談の実態把握を行い、現状と課題を整理します。情報保障を含め、相談体制の充実を図ります。</p> <p>9-3 先行する専門の紛争解決機関設置の事例等を参考に、弁護士会等と連携のもと知多地域における紛争解決の窓口（機関）の設置や解決のための仕組みづくりを進めます。</p>
重点目標D 権利擁護・地域福祉の普及・啓発と人材活用		
計画項目10	地域における幅広い権利擁護の普及・啓発	<p>10-1 成年後見制度を始めとする、権利擁護支援に関する諸々の制度について、きめ細かい広報や啓発を実施します。</p> <p>10-2 成年後見フォーラムを、年に1回、4市5町を巡回する形で開催します。そのほか、オンラインを活用して講座や研修等に関する情報発信を行います。</p> <p>10-3 医療関係者、こども分野の支援関係者、金融機関、保険会社、葬儀会社等とも連携して、幅広い権利擁護支援に関する情報の共有や発信を行います。</p>
計画項目11	権利擁護に係る各種研修の効果的な実施	<p>11-1 広く市民に対し権利擁護支援に関連した各種研修事業等を実施し、地域福祉やまちづくりに結びつく人材育成を目指します。また、研修効果の評価とフォローアップの体制を整備します。</p> <p>11-2 4市5町の行政職員や福祉事業者を対象とした研修会を実施します。多くの人が受講できるよう、オンラインやアーカイブ等の体制を整備します。</p> <p>11-3 医療関係者との連携を促進し、成年後見制度の理解を広げるとともに、適切な利用につなげます。</p> <p>11-4 教育関係者や放課後デイサービス等、障害児支援の関係者に対しても合理的配慮や未成年後見制度等についての理解を促進し、権利擁護支援の従事者として連携できるよう研修会等の機会を確保します。</p>

<p>計画 項目 1 2</p>	<p>地域福祉人材活用システムの広域的整備と運用</p>	<p>1 2 - 1 社会福祉協議会や各支援機関と連携し、権利擁護に関する研修修了者の地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を整備します。</p> <p>1 2 - 2 ボランティアセンターや市民活動センターと連携し、地域福祉人材登録制度（地域福祉人材バンク）を用いた人材活用システムの広域的整備と試験的運用に取り組みます。</p>
----------------------	------------------------------	--

知多地域成年後見制度利用促進計画策定委員会

開催実績・委員名簿

1. 開催実績

第1回 2024年5月21日（火）15時半～17時

第2回 2024年10月11日（金）15時半～17時

第3回 2024年12月18日（水）14時～

2. 策定委員会委員名簿

氏名	所属等
平野 隆之	日本福祉大学大学院 教授 （策定委員長）
尾之内 博規	医師 知多郡医師会 理事
荻須 茂生	弁護士 愛知県弁護士会半田支部
山崎 弘平	司法書士 成年権利擁護支援センター・リーガルサポート愛知支部 支部長
渡久地 千絵	社会福祉士 愛知県社会福祉士会
杉原 直樹	精神保健福祉士 愛知県精神保健福祉士協会 理事
加藤 恵	知多圏域相談支援アドバイザー
小野田 靖	半田市社会福祉協議会 事務局長
小林 真矢	東浦町高齢者相談支援センター 管理者
山崎 千佳	愛知県半田保健所 健康支援課 課長
山本 勇夫	半田市役所 福祉部 地域福祉課 課長
澤田 真宏	常滑市役所 福祉部 福祉課 課長
和田 真貴	東海市役所 市民福祉部 社会福祉課 課長
小島 朋尚	知多市役所 福祉子ども部 福祉課 課長
高津 政功	阿久比町役場 民生部 住民福祉課 課長
小田 浩昭	東浦町役場 健康福祉部 障がい支援課 課長
山下 忠仁	南知多町役場 厚生部 ふくし課 課長
三枝 美代子	美浜町役場 厚生部 福祉課 課長
杉浦 隆子	武豊町役場 健康福祉部 福祉課 課長
今井 友乃	知多地域権利擁護支援センター 理事長

オブザーバー

伊藤 聡	名古屋家庭裁判所半田支部 主任書記官
------	--------------------

事務局

奥田 佑子	日本福祉大学 研究員
金森 大席	知多地域権利擁護支援センター 事務局長
久田 敦	知多地域権利擁護支援センター 事務局次長
加藤 裕加	半田市役所 福祉部 地域福祉課（幹事市）
黒野 隼	半田市役所 福祉部 地域福祉課（幹事市）

第2期知多地域成年後見制度利用促進計画

2025年3月

半田市・常滑市・東海市・知多市・阿久比町

東浦町・南知多町・美浜町・武豊町

